

岡山市町内会ハンドブック



令和 8 年度版

岡山市連合町内会
岡山市市民協働企画総務課

目 次

はじめに

- 1 岡山市の町内会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (P3)
 - (1) 町内会とは
 - (2) 町内会の現状
 - (3) 町内会活動の課題
 - (4) 「岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」が施行されました

- 2 町内会活動に関する考え方やヒント・・・・・・・・・・ (P6)
 - (1) 町内会の円滑な運営のために
 - (2) 加入促進のために
 - (3) 町内会活動の活性化のために
 - (4) コロナ禍を機にこれまでのやり方の見直しを
 - (5) 町内会を結成するために
 - (6) 認可地縁団体について
 - (7) 個人情報保護について
 - (8) 電子町内会について

- 3 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (P31)
 - (1) 会則 (例)
 - (2) 事業計画と事業報告 (例)
 - (3) 予算書及び決算書 (例)
 - (4) 名簿 (例)
 - (5) 総会議事録 (例)
 - (6) 設立趣意書 (例)

- 4 町内会への支援や補助に関するよくあるお問い合わせ (P 41)

- 5 新任町内会長向けの説明会を開催します・・・・・・・・ (P43)

- 6 町内会もしくは市民活動が対象となる支援事業・・・・ (P44)

はじめに

地域で発生する様々な課題の解決に向けて、町内会の中心として活動をされている、会長をはじめとする役員の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げます。

岡山市内には、1, 700を超える町内会があり、まちづくりに欠かすことのできない活動主体として、地域の防災や防犯活動、子どもの見守り活動等、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしています。「向う三軒両隣」という言葉があるように、以前は隣近所の付き合いや助け合いが当たり前のことでした。

しかしながら、個人のライフスタイルや価値観、社会情勢の変化などにより、隣近所との関係も希薄になってきており、町内会への加入率低下や活動の担い手不足等の課題が深刻になってきています。

現在、町内会の役割は再び見直されてきており、地震などの自然災害の時には、多くの方が地域の人に救出されているとも言われています。また、子どもや高齢者への見守り活動は、地域の方々の協力がなければ、実施できないのが現状です。

共働きの若い世代が増えて、地域の活動は高齢の方ばかりだというお悩みもよく聞きますが、状況に即した地域内での活動方法はあると思いますので、今一度、同じ地域に住む方々が知恵を出し合い、無理なく参加できる町内会活動を考えていくことができたらと思います。

本冊子は、普段の町内会活動や、新たに会長や役員になられた方の活動に少しでもお役に立てばと考え、岡山市連合町内会の協力を得ながら作成しました。地域での活動のヒントや活性化にご活用いただければ幸いです。

岡山市連合町内会
岡山市市民協働企画総務課

1 岡山市の町内会

(1) 町内会とは

一般的に町内会と呼ばれている地縁による団体は、町内会、自治会、区長会等、名称は様々ですが、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」であり、会員相互の親睦を図りながら、住みよい豊かな地域づくりを目指して活動している住民による自治組織です。

区域に住所を有すること以外に加入条件が必要だったり、スポーツや伝統芸能保存のように活動の目的が限定されている団体は、「地縁による団体」とは言えません。

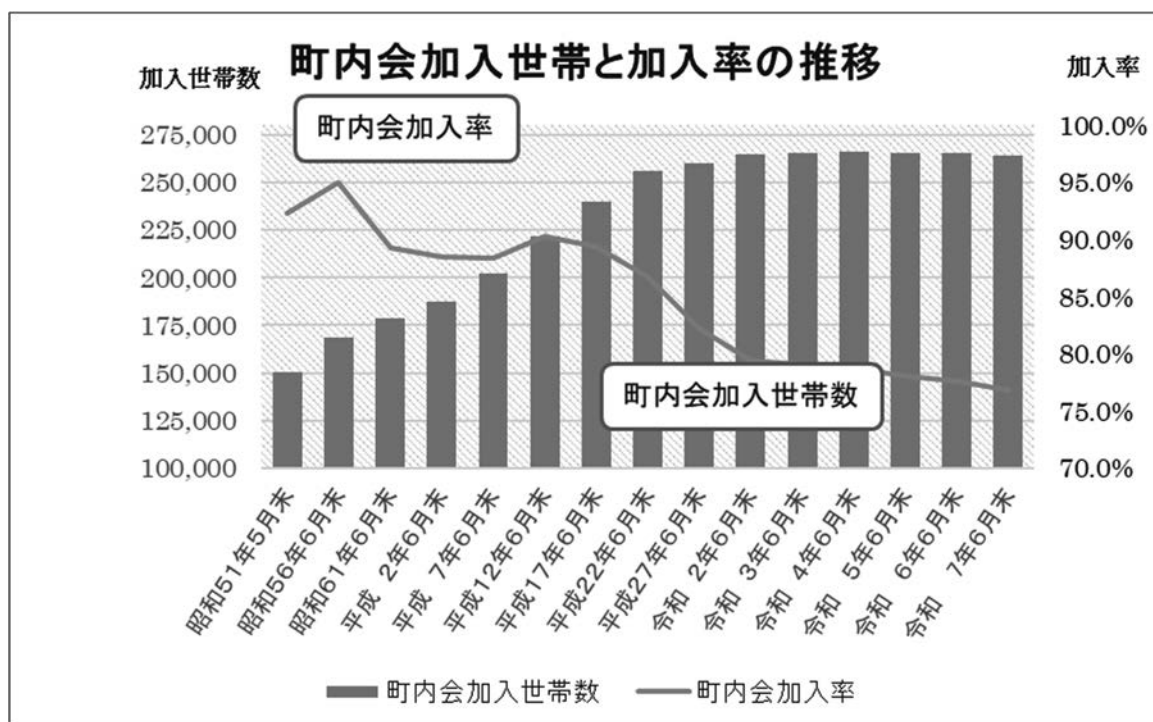
中には、事業所等が賛助会員として加入しているところもあります。

日常生活を営む中で、ごみステーションの清掃やルールの徹底、生活道路や水路の清掃、地域の防犯・防災活動、親睦行事、その他の地域課題など、個人では困難な活動が多くあります。それらを円滑に運営したり解決していくための取組みをおこなうのが町内会だと考えられます。

(2) 町内会の現状

岡山市には令和8年1月末時点で1,712の町内会があり、その町内会が集まって構成されている学区・地区連合町内会が96あります。更に、岡山市全体として岡山市連合町内会があります。

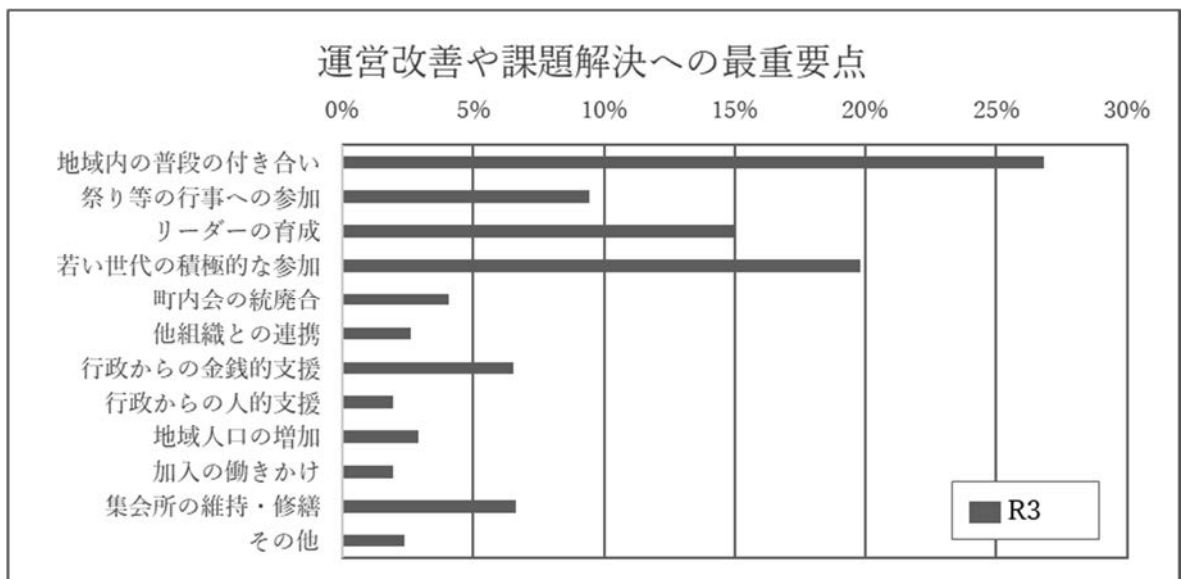
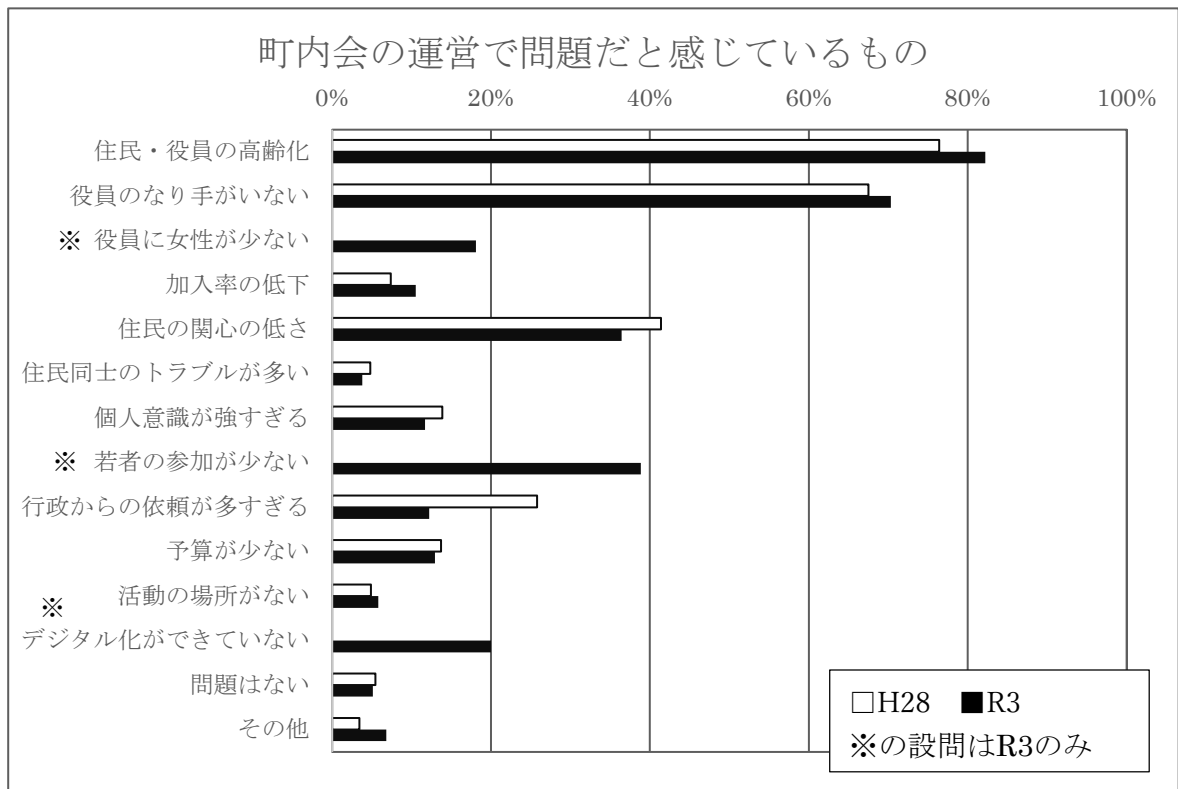
町内会への加入世帯は増加していますが、昭和55年をピークに加入率は低下しつつあり、令和7年6月末での加入率は76.8%となっています。



(3) 町内会活動の課題

令和3年6月に行った岡山市町内会等アンケート調査における、「町内会の運営で問題だと感じているもの」を選択する設問（複数回答可）では、「住民・役員の高齢化」「役員のなり手がいない」「若者の参加が少ない」が上位3つであり、町内会の運営改善や課題解決に最重要だと考えることを選択する設問（一つ選択）では、「地域内の普段のつきあい」「若い世代の積極的な参加」「リーダーの育成」が上位3つでした。

これらの事から、今後の町内会の運営では、若い世代を中心とした地域住民を巻き込んだ、住民の顔が見える活動の活性化が必要ではないかと考えられます。特別に活動ができなくても、日常的な挨拶はできるはずで、「地域内の普段のつきあい」とは、そういうことから始まるのではないのでしょうか。



(4) 「岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」が施行されました

町内会は各地域の共助の担い手として多岐にわたり活動し、様々な地域課題に向き合っています。近年、激甚化する自然災害への備え、防犯・防災への対策など、地域住民の支えあいの必要性が高まっており、町内会の果たす役割はますます重要となっています。

一方で前述のような様々な課題を抱えており、今後の町内会の維持、存続が困難な状況に陥る恐れがあり、そうすると地域の活力そのものが低下していくことが危惧されます。

地域コミュニティの中核である町内会の活動を地域住民、事業者、岡山市が一体となって支え、より明るく暮らしやすいまちづくりにつなげるために、町内会のご意見も参考にしながら、「岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」が制定され、令和7年4月1日から施行されました。

この条例には、以下の内容が定められています。

基本理念

町内会の維持と活動の活性化

- それぞれが地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組む。
- 町内会は、地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を共有する。
- 町内会活動は、地域住民の交流によって相互に協力しながら、自主的に行う。
- 町内会活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観や自主性を最大に尊重して行う。



地域住民及び事業者の役割

- 自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識する。
- 町内会の意義や重要性について理解を深める。
- 町内会活動への参加や協力を努める。

岡山市の責務

- 町内会の維持と活動の活性化を進めるために必要な施策を実施する。
- 町内会に協力を依頼する場合は、町内会の負担が過重にならないように配慮する。
- 地域住民及び事業者に対して町内会等に係る広報その他啓発活動を実施する。

町内会等の役割

- 暮らしやすい地域コミュニティの維持と形成に努める。
- 運営について地域住民にとって理解しやすいものとなるように努める。
- 町内会の連合体や他の町内会、地域でまちづくりを行う諸団体、事業者との連携及び調整に努める。

岡山市連合町内会の役割

- 多様な地域活動の中心的な役割を担い、住民福祉の向上と市勢の発展のために活動する。

※詳細は下記ホームページへ

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000070537.html>



2 町内会活動に関する考え方やヒント

(1) 町内会の円滑な運営のために

① 民主的に運営しましょう

町内会を民主的な組織として運営していくためには全会員の合意形成の場である「総会」と、総会の議決に従って町内会を運営していく「役員会」などの会議が重要です。多くの町内会では、通常総会を年1回、年度初めに開催し、急を要する重要な事案が生じたときには臨時総会を開催します。いずれの会議においても、会議開催の通知を余裕をもって行い、多くの出席者の参加を働きかけるとともに、会議終了後には開催日時、場所、出席者、審議や議決内容などを議事録にまとめ、出席者の中から選出した議事録署名人（一般的に2名）に署名、捺印をもらい議事録内容の正当性を確保しておくことが重要です。

このような手順を踏んで、地域での課題について地域住民で話し合い、共通の課題として認識し、解決に向けていくことが大切です。必要に応じて関係機関との連携も必要です。

町内会は、金銭的・身体的なメリットやデメリット、損得で活動しているわけではないことから、時には意見が対立して、一部の方に理解してもらえないこともあるかもしれません。自分だけが良ければいいのではなく、自分たちの地域は自分たちで良くしていくことを理解し、多くの会員の意見を取り入れて民主的に進めていきましょう。

そのために会議の場では、一部の人が一方向的に話をして決めるのではなく、参加者が自由に意見を出しあえるように運営していきましょう。そうすることで、地域の皆さんが納得できる結論を導き出せるようになると思われます。

② 役員を選出

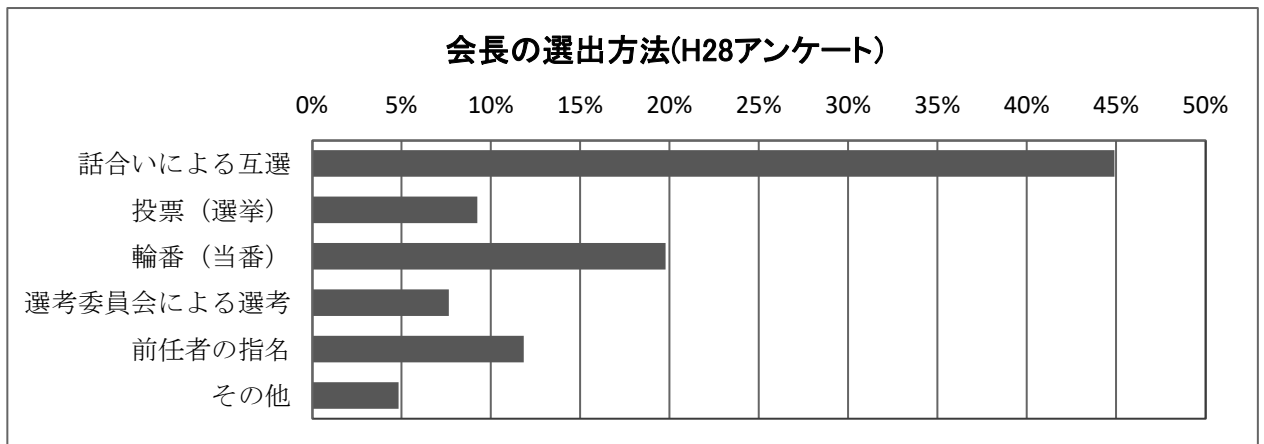
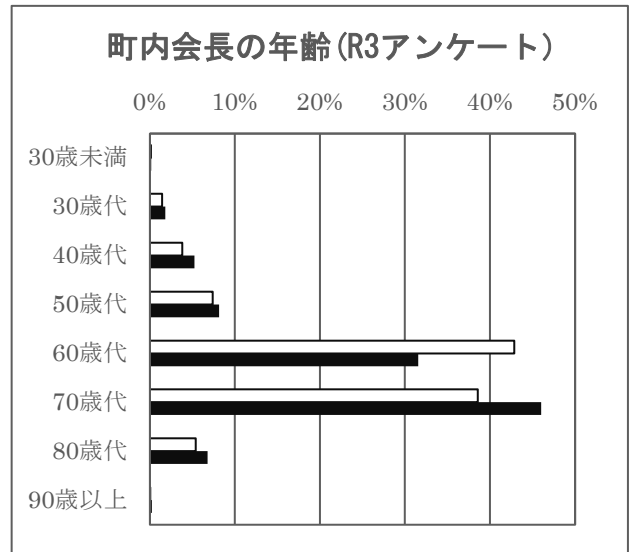
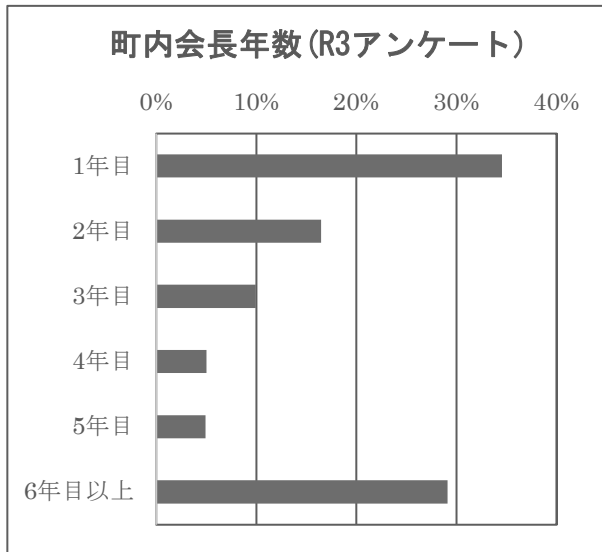
町内会では、女性も多く活動されていますが、会長となると全体の数%と未だ低い状況にあります。子育てやPTA等の活動に関わってきた女性の感性や経験を取り入れるためにも、積極的に会長をはじめとする役員として活躍できる環境づくりを進めましょう。

また、近年、町内会役員の高齢化が進展しています。今後の運営のために、若い方にも参加していただけるよう働きかけましょう。若い方が興味を持つ事業を任せて、力を発揮していただくのも一つの方法です。

町内会を民主的に運営するには、組織をまとめる代表の方がが必要です。その他にも、役割として副会長や監査、会計（出納員）などが考えられます。

選出方法は、話し合いによる互選、選挙、輪番（持ち回り）など、いろいろな方法がありますが、会員の意見が反映できる方法を会則で決めておくといいでしょう。また、会長がすべての事を行うと大変重荷になることから、副会長や他の役員、その他にも可能な方へ負担を分散していくことも必要です。

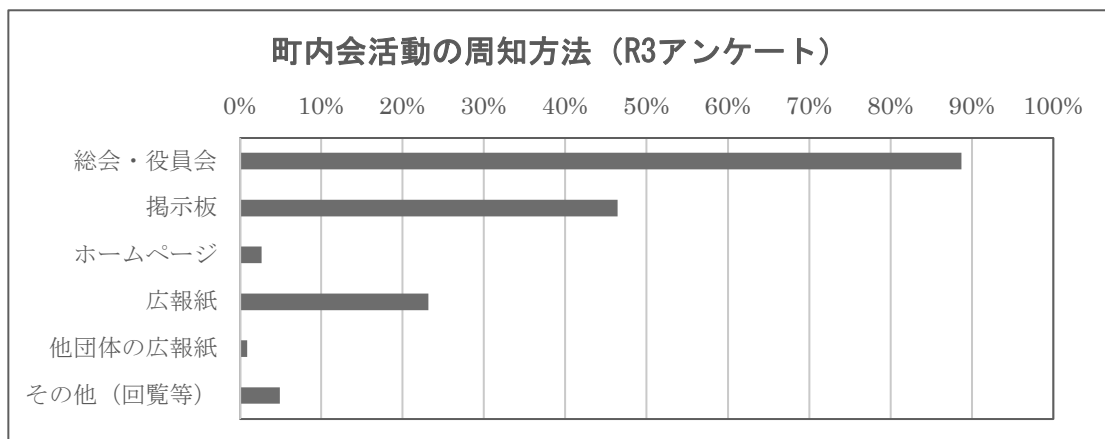
R3 アンケート	男性	女性
町内会役員平均人数(人)	7.7	3.5
男女比率 (%)	69%	31%



③活動内容の報告

町内会の活動を透明化するためにも、会員への事業報告や収支報告は必要です。そのために、会計担当者は運営、活動に伴う収入や支出を記録し、出納管理を適切に行うことが重要です。帳簿や領収書などの証拠書類の整理、保管、現金や預金通帳の管理を適正に行い、監事による会計監査を受けた後に活動内容や決算は総会で報告し、承認を受けましょう。

総会に出席できなかった人にも、掲示板や回覧、SNS 等の方法でお知らせをしましょう。また、事業活動や予算内容は、総会で承認をもらって進めましょう。



④町内会活動のデジタル化

令和7年7月に岡山市内の町内会を対象に実施した「町内会活動のデジタル化についてのアンケート調査」では、町内会活動における「デジタル化の必要性」を感じている町内会が76.5%で、中でも回覧や会費の集金にデジタルツールを活用したいと考えている町内会が多いことがわかりました。

この結果を受けて、岡山市は SNS の普及やスマホの所有率上昇等によるデジタル環境の変化に対応し、町内会活動の効率化や負担軽減及び活性化を図るため、令和8年度から「町内会デジタル活用促進事業」を開始します。

電子回覧板やオンライン集金の導入には、心理的なハードルもありますが、効率化や負担軽減を図ることが、若い世代などの参加につながるのではないのでしょうか。(補助金の詳細は47ページ)

また、岡山市は電子町内会システムを運用しており、市がシステムとサーバを整備しているため、町内会は費用負担なくホームページの作成等を行うことが可能です。

電子町内会を新たに始める場合は、市民協働企画総務課(TEL 803-1063)にご相談ください。<https://townweb.e-okayamacity.jp/>(詳細は27ページ)。

【町内会活動のデジタル化についてのアンケート (令和7年)】

問：町内会におけるデジタルツールの活用状況 (複数回答)

項目	割合
1.行事案内や役員・会員同士の連絡等にメールやLINE等のSNSを利用	23.8%
2.ワードやエクセルで資料を作成	39.6%
3.電子回覧板(LINE、結ネット、いちのいちなどの地域交流アプリ)を活用	1.7%
4.オンライン会議を実施	0.3%
5.会費徴収等にキャッシュレス決済を導入	0.4%
6.町内会・自治会のホームページ(電子町内会含む)やSNSを開設	4.0%
7.活用したいができていない	14.5%
8.活用の必要性がない	8.2%
9.その他	7.4%

問：今後デジタルツールを活用したいこと (複数回答)

項目	割合
回覧情報をデジタルでまわしたい	41.7%
町内会費をキャッシュレスで集金したい	17.4%
町内会・自治会ホームページを作成したい	10.5%
町内会でオンライン会議をしたい	6.8%
5.その他	23.6%

⑤その他

町内会は、地域に住む様々な人々で構成されている事から、署名活動や募金活動を行うにあたっては、個人の思想信条を尊重し、強制することがないように、町内会で話し合いを十分行っただうえで進めるように配慮が必要です。

(2) 加入促進のために

地域には、世帯としては加入しているけれど、個人としては町内会がどのようなところかわからない、もしくは、町内会の存在そのものを知らない人もいます。

防犯灯やごみステーションの維持管理や生活道路の清掃活動等、普段あまり見えない部分でも町内会は地域を支えており、町内会から何も恩恵を受けていない人はいないはずです。

町内会では、住民の親睦だけではなく、個人では解決できないことが多い、防犯・防災・交通安全・環境美化・地域福祉等の様々な課題に取り組んでいます。必要に応じて関係機関と連携をとっていることや防犯・防災活動を通して住みよい環境づくりを行っていることを知ってもらいましょう。役割や活動を理解してもらうことで、次世代の役員候補になってくれる方がいるかもしれません。

また、地域の行事は子どもから大人まで幅広く集まる機会なので、行事を行うだけでなく、町内会の存在をPRしてみてもどうでしょうか。また、地域の行事や各種団体の活動に町内会費が使用されていることもPRしてみましょう。

岡山市へ転入の届出された方に対しては区役所や各地域センター窓口で加入促進パンフレットを配布していますが、町内会の加入促進活動で同パンフレットを地域の未加入者に配り加入を呼びかけることも有効です。加入促進用のパンフレットが必要な場合は、市民協働企画総務課（TEL 086-803-1063）まで連絡いただければ送付することができます。

更に、地域には外国人も多く住んでいる場合があり、地域とのコミュニケーションを必要としていることもありますので、敬遠するのではなく積極的に交流してみましょう。岡山市では、「英語」「中国語」「韓国語」の加入促進パンフレットも作成しています。



町内会に加入しましょう
Let's Join the Neighborhood Association

大家都来加入町内会吧
정내회에 가입합시다

明るく暮らしやすいまちづくりをめざして
Aiming for Lively Town Development

为建设愉快舒适的城市一起努力吧
밝고 생활하기 편리한 마을을 목표로

外国語版パンフレット
(英語、中国語、韓国語)

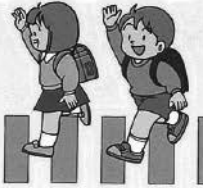
岡山市連合町内会
Okayama City Union Neighborhood Association
岡山市連合町内会
오카야마시 연합 정내회
岡山市
City of Okayama
岡山市
오카야마시

町内会の活動

町内会は、住みよい豊かなまちづくりをめざして、次のような活動をしています。

安全・安心なまちづくり

こどもの登下校時の見守り等、安全で安心して住み続けられる地域社会の実現をめざした活動を行っています。



環境美化

ごみステーションの設置や管理を行うとともに道路や溝の清掃、不法投棄の防止対策等、環境美化活動を行っています。



防犯・交通安全

夜道を安心して歩けるように防犯灯を設置し、管理を町内会で行っています。

また、交通事故の防止や犯罪のない安心して住める地域づくりに取り組んでいます。



自主防災・互助活動

地震、水害、火災等の災害に対応するための自主防災会を設置したり、災害等に見舞われたときにお互いに助け合ったりするなど町内会は大きな役割を果たしています。



レクリエーション等親睦行事

会員の交流と親睦を目的に、お祭り、レクリエーション、盆踊り、運動会、花見等各種行事を行っています。



各種団体の育成、協力

こども会、老人クラブ等地域の諸団体の育成及び活動に協力しています。



広報連絡

会員のみなさまに広報誌の配布や行政からのお知らせ文書の回覧等を行っています。



町内会加入促進

親睦を図りながら、心のつながりを深め住みよい地域にするために、多くの方々に加入を呼びかけています。

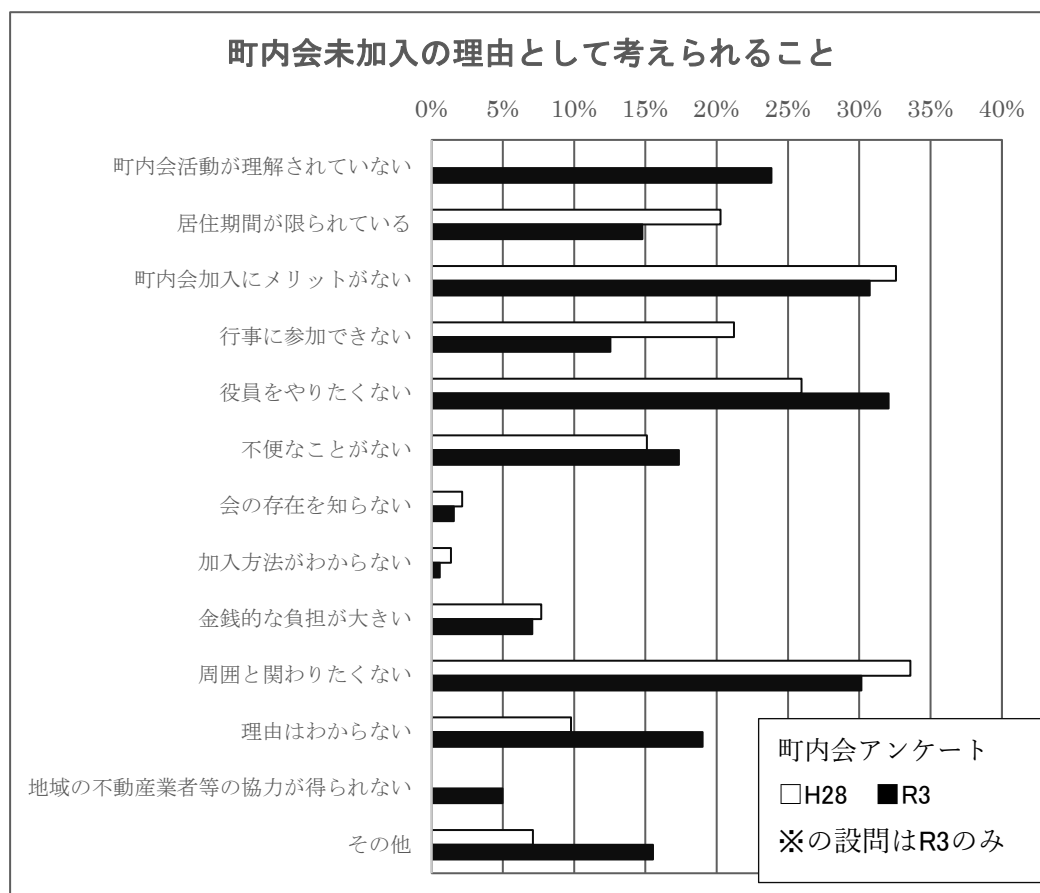
※活動内容は町内会によって異なります。

① 町内会の取組

引っ越ししてきた方に、町内会の案内チラシをお渡しするのも一つの手段です。引っ越ししてきた人は、その地域の情報が少ない状況です。そんなときに、町内会の地図やごみステーション等の近隣の情報を掲載した案内チラシを渡すと、町内会に興味を持ってもらえるかもしれません。

【町内会の取組事例 (R3 アンケート)】

- ・転入者には個別訪問してチラシ等を渡し説明する。
- ・多世代の方が交流する行事等で交流を図る（町内清掃、祭り、スポーツイベント、スタンプラリー等）。
- ・マンション等建築の説明時に町内会加入を進めていただくよう業者に依頼する。
- ・町内会と地域とのかかわりについて説明する。
- ・意見箱を利用して苦情等を聞く（結果を回覧）。
- ・LINE ビジネスを使った情報配信にて、活動報告を住民全体に対して行う予定にしている。



加入案内（例）

●●町内にお住いの皆様へ

●●町内会 会長 ■□ □■

町内会への加入のご案内

町内会は、自分たちの住んでいる地域を自分たちで良くするために活動している組織です。私たちは普段の生活の中で、交通安全・環境美化、地域福祉、防犯・防災対策など様々な共通課題を多く抱えており、町内会では、これらに対応するために、行政機関との連携や、地域での様々な活動を行っています。

町内会活動は、地域の安全・安心のためには欠かせないものですので、その活動内容にご理解いただき、町内会へのご加入をお願いします。

なお、加入や活動内容についてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

●●町内会の主な活動内容

- ・ごみステーションの維持管理
- ・生活道路や生活用水路の清掃活動等の環境美化活動
- ・防犯灯の維持管理
- ・子どもの通学路での見守り活動や安全パトロール
- ・火災予防期間の防災訓練
- ・●●町内会での夏祭りや年末の餅つき大会

このほかにもさまざまな活動を行っています。

問合せ先 ●●町内会 会長 氏 名 TEL 086-■■■■-□□□□
班長 氏 名 TEL 086-■■■■-□□□□

(加入案内の記載内容・添付資料の例)

- ・町内会の加入利点
- ・町内会の会費、規約、行事予定表、役員名簿
- ・町内会の地図（ごみステーションや避難所など記載）
- ・ごみステーションのルール説明
- ・総会資料
- ・町内会費の使われ方
- ・電子町内会の紹介
- ・子供会、高齢者サロンの案内

(3) 町内会活動の活性化のために

①他団体との連携

町内会活動を役員だけで行っていないでしょうか。行事については、同じ地域で活動する他の団体にも参加を募ったり、町内会が他団体の行事に参加したりすることで、お互いに理解を深めることができます。また、地域を良くするための活動ですから、地域みんなが協力していくことが大切です。

【財田学区の取り組み事例】

財田ふれあい夏祭りは、地域の絆を深める楽しいイベントです。毎年夏に開催され、地域住民が集まって多世代、他文化交流をし、楽しい時間を過ごす場として親しまれています。コロナ禍の3年間は中止を余儀なくされていましたが、令和5年は7月29日

(土) 4年ぶりに開催し、約2,500の地域住民が参加され大変盛り上がりました。

この祭りでは、各町内会や地元の有志などが様々な出店屋台を出店し、お祭りに欠かせないフードやドリンクの販売を行います。また、IPU 環太平洋大学と協力し学生さんの子ども向けステージショーやゲームコーナーなどの催しも充実し会場全体で大人から子どもまで楽しめる内容となっています。

学区内には外国の方も多く生活されておりこのお祭りを通じて地域の方との交流が深まるように、定番の食べ物だけではなく国際色豊かな屋台もありました。ステージの催しとしては子ども向けのダンスショーを開催し、子どもを連れてお父さんやお母さんもステージ前に集まり一緒に踊って楽しんでいました。

お祭りのフィナーレには打ち上げ花火が夜空を彩り参加されていた地域の方々が一堂に会して楽しむ特別な瞬間となりました。

準備から運営、また片付けまで竜操中学校の生徒さんや大学生のボランティアが活動していただき世代を超えた一体感の中、財田ふれあい夏祭りは地域の絆と連携を深める大切な行事となっています。多くの方がこの夏まつりを毎年楽しみにしてくれるような地域の魅力満載のお祭りになるよう続けてまいります。

②事業所や大学との連携

行事に企業・大学として参加してもらっているところもあります。強制はできませんが、企業のPRにもなると思われますので、地域に住んでいる従業員に企業名・大学名をわかるようにして参加してもらう方法もあるかもしれません。



【津島学区の取り組み事例】

岡山市街地の北、半田山を背にして津島学区はあります。学区内には大学、高校が複数あり、文教地区と呼ばれることもあります。

災害としては地震を別として、大雨等による内水氾濫による浸水、半田山の土砂災害などが想定されており、特に内水氾濫は長年にわたり学区を悩ませてきました。

ポンプ場の整備、雨水管の埋設等が行われ、発生はずいぶん減少してきましたが、近年の集中豪雨等を見ますと、まだまだ安心できるとは言えません。

各学区には小中学校などの市職員が派遣される避難所がありますが、それに加えて津島学区では岡山大学第2体育館が避難所となっています。また、職員は派遣されませんが、地元運営で開設される岡山商科大学では大きな防災倉庫が設置され、図書館棟が協定により避難所となっています。



さらには岡山大学とは昨年から地域全体の災害に対する強靱さを高める目的で「地域との協働型防災訓練」を共催して実施しており、地域防災への貢献をいただいています。各学校には津島学区の防災に対してご協力いただき本当にありがたいことです。

災害は無いことが願いですが、もしもの際の対応は日頃から想定し、様々な方々のご協力の下、住民の安全を確保していきたいと思っています。

③子どもや学生等の意見の取入れ

地域の子どもの中高大学生の意見を取り入れた活動があると、その親等の参加もあって行事が活性化するかもしれません。ときには地域外の若い力も頼りになります。

【第二藤田学区の取り組み事例】

藤田公民館ボランティア「藤田を楽しくし隊！」の活動

「藤田を楽しくし隊！」とは岡山市の公民館の「重点取り組み目標」の一つとして掲げられている「若者の地域参画」を進めるため、藤田公民館で立ち上げられた中学生や高校生の活動の場としてのボランティア登録制度です。令和元年の7月から活動を開始しています。

地元の藤田中学校や興陽高校などに公民館から呼びかけを行い、令和5年度は中学生28人、高校生13人、合わせて41人が登録しています。

令和5年度は、9つの行事に「参画」しました。

「藤田を楽しくし隊！」の活動は、行事や講座の当日の「お手伝い」だけでなく、自分たちで企画し、練習を重ねて地域の方々や公民館と一緒に行事を作り上げています。

こうしたことから、「参加」ではなく「参画」と表現しています。



「参画」した行事の一つ、「ふじた桃太郎どんぶらこまつり」では、一つのテントブースを任せられ、小さな子どもたちを楽しませる「遊びのコーナー」を開催しました。

何度も打ち合わせを重ね、毛糸ポンポンコーナー、松ぼっくりツリーコーナー、スーパーボールコーナーを運営し、地域の方々のたくさんの笑顔を見ることができました。

これからも、地域の方々や子供たちを楽しませるため、地域を盛り上げるために自分たちも楽しみながら積極的に活動していきたいと思えます。

③公民館との連携

岡山市には中学校区に一つ、37の公民館があります。その公民館には地域担当職員という地域活動を支援する職員が配置されています。地域担当職員と連携して、各種団体を巻き込んで活動している事例もあります。(地域担当職員について詳しくは54ページをご覧ください。)

【芳泉学区の取り組み事例】

南公民館では、春の交通安全月間にちなんで、子どもたちの見守り活動をする芳泉学区連合町内会を含む地域活動団体や、学校園などからなる「安心・安全ネットワーク」の取り組みなどを紹介するロビー展を例年実施しています。

これは、地域の各種団体が、春の総会の会場として南公民館を使うことが多く、訪れた方に、「安心・安全ネットワーク」の活動を知ってもらおうと地域担当職員が企画したものです。

展示内容は、隣接する芳泉小学校の児童から見守り隊のみなさんへの感謝のお手紙や、地域の防犯・交通安全の取り組みをまとめた芳泉学区交通安全対策協議会の広報誌、芳泉小学校長やPTA会長のメッセージ、芳泉学区安全・安心ネットワークの活動事例など盛りだくさんです。

ロビー展の会期に合わせて、地域担当職員からの提案で、芳泉学区交通安全母の会は、放課後児童クラブの児童に対して、横断歩道のわたり方などを教え、講話が終わった後は、交通安全のカプセルトイ（ガチャガチャ）で盛り上がりました。

そのほか、公民館が小学校、中学校、高等学校に隣接していることから、「子ども」を核とした事業として、岡山芳泉高等学校の部活動がワークショップを行う夏休み子ども講座を開催することで、地域住民が集まる拠点にするとともに、地域の各種団体と連携して、次世代の担い手の育成に取り組んでいます。



(4) コロナ禍を機にこれまでのやり方の見直しを

令和元年度末から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、社会活動に大きな影響が出ました。町内会活動も例外ではありません。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」となりました。しかし、感染症は収束したわけではありません。そのことを念頭に置きながら、地域行事や町内会運営についてこの機会に見直しをされ、「昔はこ

うだった」ではなく今の時代にあったやり方に変えることで、負担も軽減され、参加しやすいものになるのではないのでしょうか。町内会活動は地域を良くするための活動ですから、地域の人みんな考えてみましょう。

【芳明学区の取り組み事例】

「落書きバスがやってくる！～コロナ禍の後に～」

新型コロナウイルスが5類に移行して、2か月が経ったところ、すべての事業が確実に前を向いて進み始めました。しかし、コロナ禍の三年間のひずみから大きな問題が生じた団体も発生しております。PTAや子供会など役員が輪番で交替する団体は、引継ぎがうまくいかないことで困っています。



事業が開催できない三年の間、会議は書面で対応したものの、体を動かしていないため、次の役員に正しい申し送りができないということです。また、経験をした方が残っている団体も思い出すのに一苦労という状況でした。

過去にとらわれず、それぞれの団体の目的に沿った新しい事業を考えていくことも視野に入れて、楽しく活動をしていただければと訴えています。芳明学区連合町内会としても、交通安全対策協議会や交通安全母の会の協力のもと、初めての試みとして、「落書きバス」と銘打ち、小学生と幼稚園児に楽しんでいただきました。観光バスの車体に、思う存分落書きをしてもらおうのですが、目的は交通安全です。参加した皆さんが、バスの運転席に試乗し、自分の目で死角を確認し、バスの周りの運転手さんから見えないところに近づかないようにしましょう、というものです。

最後に全員で車体を洗浄して、終わりましたが、久しぶりに子供たちとおうちの方の心からの笑顔に触れ、心の洗われる一日でした。まだまだ、失われた3年間を取り戻すために、みんなで協力して、いろいろな事業を考えていき、笑顔の花が咲く芳明学区を目指していかなばと思いました。

【城東台学区の取り組み事例】

「We Love 城東台」でまちづくり」

城東台学区連合町内会は、令和5年度で25周年を迎える、歴史の浅い町内会です。令和2年度から、城東台を愛し、住んで良かったと実感できるまちづくりを進めるために、活動テーマ「We Love 城東台」を設定し、さらに「安全・安心なまち」「住環境のよいまち」「助け合えるまち」という三つの具体的な目標を決めて取り組んで来ました。その取り組みの一部を紹介します。

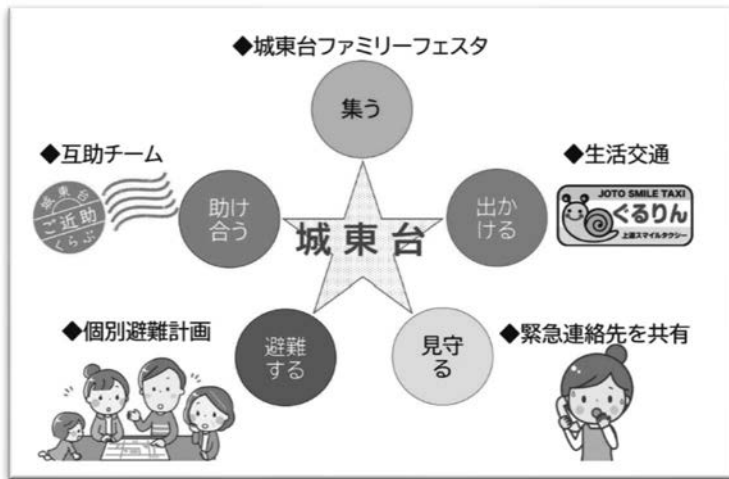
急速に高齢化が進んでいる城東台で、いつまでも安心して生活するには、買物や金融・医療機関、駅等への交通手段の確保は欠かせません。そこで、行政などの支援で、令和3年4月から生活交通（上道スマイルタクシー「ぐるりん」）の本格運行を開始しました。他町内会との合同で、週3日、1日5便の運行で、今では、1か月延べ約400人の利用があります。

さらに、高齢者世帯等の困りごと解決支援に取り組む互助組織「ご近助くらぶ」が発足し、住民にとって心強い存在になっています。

一方、城東台は緑豊かな反面、緑地の除草や住宅地に隣接する木々の管理、イノシシ対策に課題がありました。近年、町内の有志グループが立ち上がり、環境整備に大きな力を発揮してくれています。

加えて、町内会のスリム化、役員の負担軽減にも取り組んできました。一例が「夏まつり」「敬老会」「コミュニティ文化祭」を「城東台ファミリーフェスタ」として一本化したことです。

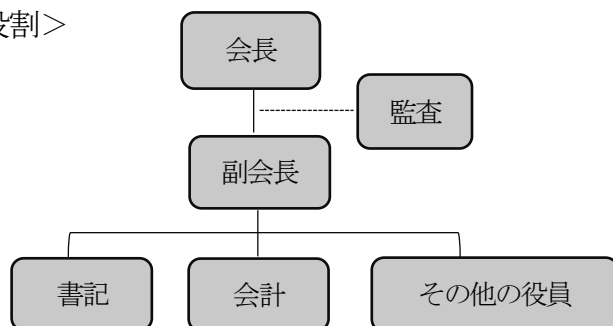
最後に、これらの取り組みを進めるには、何よりも住民の共通理解が大切です。役員会の概要や「連合町内会だより『We Love 城東台』」の配布で、情報公開を積極的に行っています。



<参考>活動が負担にならないように

会長がすべてを行うことがないように、また、過度な負担を強いることがないように皆さんで話し合いをしましょう。できるだけ多くの会員に役割を分担し、お互い様の精神でできるようにしましょう。

<代表的な役割>



- 会 長 : 町内会の代表者で、全体の取りまとめを行います。
- 副会長 : 会長を補佐します。会長が不在の時は、会長の職務を代行します。
- 書 記 : 会議の記録などの事務全般を行います。
- 会 計 : お金の管理を行います。
- 監 査 : 適正な会計処理を確認し、総会等で報告します。
- その他の役員 : 町内会で必要な役員を置きます。

※上記の図はあくまで一例です。

地域性や行事の数などによって町内会の運営の仕方もさまざまです。

また、すべてを町内会の中でこなそうとするのではなく、先に紹介した事例のように、地域の団体や学生ボランティアを活用すると、新たな絆が生まれ、よりよい活動につながるかもしれません。

岡山市では、市内で活動している様々なボランティア・NPOに関する情報を簡単に継続的に入手できるようにするとともに、ボランティア活動への市民参画のきっかけづくりや場づくりとなるようにボランティアサイト「つながる協働ひろば」を運営しています。

次のページで「つながる協働ひろば」でのボランティア募集情報の掲載手順を紹介しますので、ぜひご活用ください。



「つながる協働ひろば」キャラクター
のつぶ

<つながる協働ひろばのお問い合わせ先>

市民協働企画総務課
市民活動支援室
電話 086-803-1061

ボランティア情報の掲載手順

おokayamaNPO・ボランティアサイト「つながる協働ひろば」は、地域での活動を行っている様々な団体や個人から情報発信・情報収集の場として活用されています。

その中で、活動パートナーとしてボランティアを募集することができます。掲載の申込手順は、以下のとおりです。

The screenshot shows the homepage of the 'つながる協働ひろば' website. At the top left is the logo and name. A search bar is at the top right. Below the navigation bar, there are two callout boxes. The first box, labeled '①', provides instructions on how to access the site. The second box, labeled '②', points to the 'ボランティア' (Volunteer) section. A third box, labeled '③', points to the 'ボランティアについて投稿する' (Post about volunteering) button in the volunteer section.

おokayamaNPO・ボランティアサイト
つながる協働ひろば

検索 記事ID検索

ホーム | NPO法人 | ボランティア活動 | 協働の活動 | 補助金・助成金

① 「つながる協働ひろば」ホームページにアクセス
・検索サイトで検索『つながる協働ひろば』
or
・ <https://www.city.okayama.jp/kyoudou>

つながる協働ひろばについて

② ページを下にスクロール

岡山市からのお知らせ

ボランティア

③ 「ボランティアについて投稿する」をクリック

ボランティア一覧 >
若者ボランティア募集 >
ボランティアについて投稿する

サイトへの情報掲載

2024年1月18日 | ID: 40389

「つながる協働ひろば」「おかやま団体検索サイト」で情報発信しよう！

おかやまNPO・ボランティアサイト「つながる協働ひろば」「おかやま団体検索」は、NPO、ボランティア、市民協働等に関する情報を掲載できるサイトです。

地域でまちづくりに取り組んでいる団体のみなさまが活動をすすめる上で、知ってもらいたいと思っている情報はありませんか。「こんな活動をがんばっています。」「ボランティアを募集しています。」など情報発信・情報共有の場としてご活用ください。

投稿のページ

④ ページを下にスクロール

情報の投稿から掲載までの流れ

1. 「注意事項」「規約」の確認

情報投稿の前に「注意事項」と「規約」を確認します。

添付ファイル

【注意事項】投稿する前にご注意いただきたいこと (PDF形式、47.85KB)

【規約】つながる協働ひろば及びおかやま団体検索投稿と掲載に関する規約 (PDF形式、123.39KB)

⑤ 注意事項と規約を確認

⑥ ページを下にスクロール

ボランティア募集情報の掲載

日々の活動やイベント行事などで一般に参加できる活動情報を掲載して、ボランティアを募集することができます。

添付ファイル

【掲載申込書】ボランティア募集 (エクセル形式、36.24KB)

⑦ 掲載申込書を入力・作成

⑧ 作成した掲載申込書を
・つながる協働ひろば運営事務局
kyoudouhiroba@city.okayama.lg.jp
まで、お送りください。
※ 受付から約2週間を目途に掲載します。

(5) 町内会を結成するために

新しく町内会を結成するには、3つのケースが考えられます。

①町内会が存在しない区域で新規に結成する。

この場合、結成する町内会の区域内の住民の同意を得ることが必要です。

②既存の町内会から分離して新しく結成する。

この場合、既存の町内会の区域や世帯数も変更が必要になったり、既存の町内会の今後の活動に影響があることも考えられることから、既存の町内会と地域での同意が必要です。

③既存の複数の町内会が合併して新たな町内会を結成する。

この場合、合併するそれぞれの町内会で住民の同意を得るようにしましょう。

いずれの場合もどのような考え方（理念）でどのような運営や活動をしていくのかを話し合うことが必要です。

一般的な町内会・自治会を結成するときの流れ（例）

- 1 町内会・自治会の設立準備会を設ける。
↓
- 2 町内会・自治会の区域を決める。
(既存の町内会と重複しないように範囲を決めましょう)
↓
- 3 設立趣意書等を作成して配布する。
(設立の目的や目指すもの等を記載し、「設立準備会」や「発起人一同」等の名前で発行する。)
↓
- 4 住民の同意を得る。
↓
- 5 規約（案）や事業計画（案）、予算（案）を作成する。
↓
- 6 設立総会の準備をする。
(加入申込書が集まったら会員名簿を作成し、総会の開催場所を確保して、設立総会の案内を配布する。)
↓
- 7 設立総会を開催する。
(議事録を作成する（議長1名・議事録署名人2名以上）。)
↓
- 8 市から町内会名簿新規掲載申出書（様式第1号）を受け取り、必要事項を記載する。
↓
- 9 市へ町内会名簿新規掲載申出書を提出する。

※ 岡山市町内会名簿へ掲載されることで、市からの配布物や各種の協力依頼等が届くようになり、自治振興報償金の対象にもなります。

※ 岡山市町内会名簿へ掲載後の内容変更は、市民協働企画総務課と各区役所総務・地域振興課まで連絡ください。(様式第2号)

様式第1号

年 月 日

岡 山 市 長 様

岡山市町内会名簿新規掲載申出書

個人情報の取扱について同意し、次のとおり町内会名簿への掲載を申出いたします。

1 組織名			小学校区	
2 代表者	ふりがな			
	氏名 (署名又は記名・押印)	<input type="checkbox"/> 署名 どちらかに☑ <input type="checkbox"/> 記名押印		
	住所	〒 岡山市		
	電話番号	()		
3 結成日等	結成日	年 月 日	法人化	有・無
4 組(班)数と回覧部数及び加入世帯数	組(班)	回覧部数	加入世帯数	
5 広報紙(*)の配送(1)か(2)に○をつけてください				
	(1) 代表者へ配送			配布部数
	(2) 代表者以外へ配送 → 別途、広報広聴課または区役所総務・地域振興課までご連絡ください。(☎086-803-1000)			
6 新規掲載前の状況(1)か(2)に○をつけ、2の場合は掲載し(1)掲載していなかった	他の町内会			
	(2)他の町内会名簿に掲載していた→			
7 集会所の有無等(町内会が所有または賃借している)				
有・無	集会所名			
(○をつけ、有の場合は右記にご記入ください)	所在地			
	建築面積			

当学区(地区)内に上記町内会が結成される

関係町内会	年 月 日	町内会名
学区(地区)連合町内会	年 月 日	学区(地区)名

*この申出書内の広報紙とは、「市民のひろばおかやま」
 *役員名簿・規約・区域図・設立総会議事録等の地域
 *個人情報の取扱については、裏面をご覧ください。

事務処理欄	支所・地域センター受付印	区役所受付印	市民協働企画総務課	受付年月日
	電話受付の場合は「TEL・受付場所・受付日」を記入			

様式第2号

年 月 日

岡 山 市 長 様

学区(地区)名
町内会名

町内会代表者異動届

(変更のある項目のみご記入ください)

個人情報の取扱について同意し、次のとおり町内会代表者の異動を届出いたします。

旧代表者	氏名 (署名又は記名・押印)	<input type="checkbox"/> 署名 どちらかに☑ <input type="checkbox"/> 記名押印 <small>※旧代表者死亡等の場合は、欄外にその旨を記載することで、署名又は押印の省略可</small>		
新代表者	ふりがな			
	氏名 (署名又は記名・押印)	<input type="checkbox"/> 署名 どちらかに☑ <input type="checkbox"/> 記名押印		
	住所	〒 岡山市		
	電話番号	()		
	就任日	年 月 日		

上記の異動に併せて、自主防災組織の代表者も変更します。(変更する場合は☑)

	変更前	変更後
組(班)数	組(班)	組(班)
回覧部数	部	部
	<small>※町内で回覧するために必要な部数をご記入ください。</small>	
加入世帯数	世帯	世帯
広報紙(*)配布部数	部	部

広報紙の配送(1)か(2)に○をつけてください ※届出から一定期間は、広報紙等が旧代表者に届く場合があります。

(1) 新代表者へ配送
 (2) 新代表者以外へ配送 → 配送先に変更がある場合は、別途、広報広聴課または区役所総務・地域振興課までご連絡ください。(☎086-803-1000)

法人化の有無

無 → 有の場合、地方自治法に規定された「告示事項変更届」をご提出ください。
 有 → 様式は岡山市HPからダウンロードできます。
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016098.html>

*この届は、市民協働企画総務課または区役所総務・地域振興課にご提出ください。
 *この届書内の広報紙とは、「市民のひろばおかやま」を指します。
 *個人情報の取扱については、裏面をご覧ください。

事務処理欄	支所・地域センター受付印	区役所受付印	市民協働企画総務課	受付年月日
	電話受付の場合は「TEL・受付場所・受付日」を記入			

(6) 認可地縁団体について

以前の町内会や自治会等の「地縁による団体」は、「権利能力なき社団」と位置付けられ、町内会や自治会が所有する土地や建物を、町内会等の名義で不動産登記を行うことができず、代表者個人または複数の住民の共有名義となっており、相続などの名義変更に多大な労力がかかっていました。この問題を解決するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、一定条件を満たした町内会や自治会が法人格を取得することで、町内会等の名義で不動産登記を行うことができるようになりました。この法人格を取得した町内会や自治会を「認可地縁団体」と言います。

制度創設時の趣旨から、町内会や自治会が法人格を取得するためには、不動産等の保有を前提としていましたが、町内会や自治会の活動実態の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになってきていることを踏まえ、令和3年に、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。

認可の要件

- ・地縁による団体の存する区域で地域的な共同活動（環境整備、集会施設の維持管理、回覧板などによる住民相互の連絡など）を行うことを目的としており、すでにその活動を行っていることと認められること。
- ・地縁による団体の区域が、客観的に明らかなものとして定められていること。
- ・地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- ・規約を定めていること（一定の基準があります）。

認可までの流れ

事前相談

認可地縁団体の申請を行う予定がある場合は、認可に必要な書類作成や規約改正が必要になるため 事前に各区役所総務・地域振興課へ相談をして下さい（特に規約や区域については、認可できない内容の場合、総会のやり直しが発生する場合がありますので、注意が必要です）。



総会を開催する

総会で、認可地縁団体の申請を行うこと及び規約改正等の必要事項の議決を行ってください。



認可申請

認可申請書に必要な書類を添付して市へ申請してください。

- (1) 認可申請書
- (2) 規約
- (3) 総会の議事録
- (4) 構成員名簿
- (5) 事業活動報告書・決算報告書・事業計画書・予算書・沿革・区域図

(6) 代表者の就任承諾書

提出先は、各区役所総務・地域振興課です。



認可・告示

申請により、内容や要件の審査を行い問題なければ認可地縁団体として認可し、告示されます。

- ・町内会名義で資産の登記ができるようになります。
(岡山市発行の認可地縁団体証明書を添付して、法務局で手続きを行う。)
- ・資産の登記だけでなく、規約に定める範囲内で独立した取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。
- ・法人市県民税の課税対象となります。通常の町内会活動のみで、収益事業を行っていない場合は減免措置があるので、税の窓口へ届出や申請が必要となります。
- ・団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の住所・氏名等、告示事項に変更が発生した場合は届出が必要になります。
- ・規約変更の場合は、総会での承認の後に、市長の認可が必要です。総会での承認の前に、変更内容について、各区役所総務・地域振興課にご相談下さい。

なお、岡山市ホームページ内「認可地縁団体について」に下記書類を掲載しています。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016098.html>

- ・認可地縁団体設立及び運営の手引き
- ・申請書類の様式 等

(7) 個人情報保護について

平成27年9月に改正個人情報保護法が成立し、平成29年5月30日に全面施行されました。改正後は町内会・自治会等の非営利組織にも個人情報保護法が適用されます。

個人情報保護法の基本的なルールを紹介します。

<参照>

総務省の個人情報保護法に関する資料

⇒ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf

個人情報保護委員会作成「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項
(個人情報保護法の改正に伴う対応について)」

① 個人情報を集める、保管するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
個人情報を集める前 利用の目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめはっきりさせる。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」等と利用目的をはっきりさせておく必要があります。
本人から個人情報を集めるとき 利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を集める場合には、本人に対して利用目的をはっきりとお伝えする。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
個人情報を保管しているとき 安全管理措置 集めた個人情報の漏洩防止のために、適切な措置を講じる。 保有する個人情報の訂正等 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人がわかるようにし、請求があれば訂正する。	町内会事務局等において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、 <u>名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。</u> 個人情報を集める際に配布する用紙に、訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

② 個人情報を第三者に提供するときのルール

ルール	会員名簿を作成して配布する場合
<p>本人の同意の取得</p> <p>第三者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。</p> <p>ただし以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく場合 2 人の生命、財産を守る場合 3 委託先に提供する場合 	<p>「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。</p> <p>また、以下の場合には同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察からの照会 2 災害発生時の安否確認 3 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
<p>提供に関する記録義務</p> <p>提供先等を記録し一定期間保管する</p>	<p>名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。</p>
<p>委託先の監督</p> <p>個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。</p>	<p>名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</p>

—個人情報保護法に関するQ&A—

Q. 個人情報とは？

A. 生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、町内会における役職等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

Q. すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいか？

A. 会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱い、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

Q. 新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになるが、その場合どのように取り扱えばよいか？

A. 以前に会員名簿を作成する際、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者提供」について同意を得ていると思われますので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

Q. 会全体の名簿以外でも地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合どうすればよいか？

A. 名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ先を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

●個人情報保護法に関するご質問や疑問点、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情等の相談

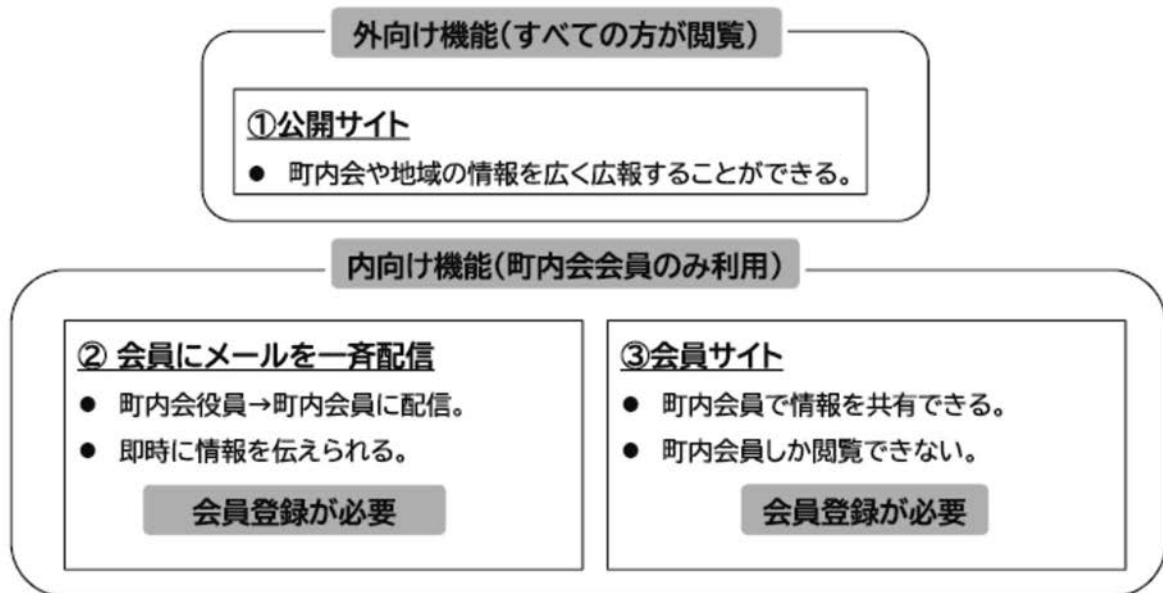
個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

受付時間土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

(8) 電子町内会について

インターネットを活用して、町内会活動や地域情報の発信を行い、地域住民同士のコミュニケーションの促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、岡山市では平成14年度から電子町内会を事業として進めています。

電子町内会の仕組み



①公開サイト、②メール一斉配信機能、③会員サイトの3つの機能からなり、必要な機能のみ、お使いいただけます。また、電子町内会システムは無償で岡山市が提供しており、委託業者による運営支援ヘルプデスクを運営しています。

参加するには

まず、組織づくりが必要です。町内会の中で、管理者・運営委員を決めていただき、岡山市に届け出ます。まず「電子町内会で何をやりたいか」を町内会の中で決めていただければ、新規開設まで運営支援ヘルプデスクが支援します。



電子町内会の活用事例

各システムの活用事例を紹介いたします。

①公開サイト

津島福居町内会

公開サイト→



【津島福居町内会の取り組み事例】

行事の案内を回覧に加えて公開サイトでも配信しており、その際、参加申し込みが必要な行事については、Google フォームを使って公開サイトから直接申し込める機能を組み込んでいます。それによって、以下のような効果がみられています。

○申し込みの受け付け処理の効率化と正確性の向上

…申し込みは受け付け担当者にメールで通知されるため、参加者はいつでも申し込むことができます。また、担当者には申し込みの記録が残ります。

○個人情報の記載が不要

…申し込みの連絡先として特定個人名・電話番号を記載する必要がなくなり、個人情報をインターネットに載せる懸念がなくなりました。

○若い世代への利用拡大

…若い世代を対象とする行事については、申し込みのほとんどが Google フォームからの申し込みとなっています。簡便な申し込み方法の採用により、参加者の拡大が見込まれています。

参加申し込み

方法：以下のいずれかで申し込みをお願いします。

- ①右のQRコードよりGoogleフォームで記入
- ②以下の参加者名簿に記入し、評議委員、副会長または地区の月当番に提出

締切：9月30日(土)までにご回答にご協力をお願いします。

予定の調整が必要な方は、それ以降の申し込みも受け付けます。



【操南学区町内会の取り組み事例】

「操南小学校創立150周年を祝う各種行事の広報ツールとして、電子町内会を活用！」

操南小学校150周年記念行事として開催される150周年祭りの準備状況をタイムリーに報告し、機運を高めました。特に150周年祭りの目玉のイベントである「沖新田物語」の上演にむけて、小学生や中学生、高校生の出演者が稽古に奮闘する様子を掲載し、盛り上げに貢献。

コロナ禍で約3年間、連合町内会の活性化事業である「ふれあい祭り」が中止とされる中、PTAを連合町内会の理事会に招集し、150周年祭りに地域の行事として、取り組むことで地域全体に一体感が生まれました。

操南学区連合町内会

公開サイト→



操南小学校 150周年祭盛大に開催!

投稿日:2023年11月6日

11月4日(土) 創立150周年を祝う150周年祭りが行われました。祭りは9時から体育館で操南ウインズによる開幕の演奏に次いで「沖新田物語」の上演。11時からはグラウンドに展開された体験コーナー(健康チェック・ミニ白バイ乗車・起震車での震度・消火器使用・AED体験・廃材活用)、遊びコーナー(スーパーボールすくい等)、飲食コーナーが多数の来場者で賑わいました。夕刻には花火が打ち上げられ祭りのフィナーレを飾りました。



②メール一斉配信機能部門

【西宝伝町内会の取り組み事例】

西宝伝町内会は東区の東南端に位置しており、周囲が海と山に囲まれた70世帯ほどの小規模な町内会です。町内会への情報伝達は、回覧板や配布物と町内放送で行っており、町内の行事等を知らせる場合には放送を重視して行っています。

この放送によるお知らせは便利で続けてきましたが、場所により聞こえ難いことや放送時不在で聞けないなどの不満があり、改善が求められていました。

そこで、令和5年度から岡山市電子町内会のメール一斉配信を活用し、放送の補完手段として登録した世帯への一斉配信を開始しました。

↓サンプルイメージ

配信は各行事の実施前日又は当日に実施の有無を含めてお知らせするようにしており、知りたい情報を確実に届けるように努めています。

メール一斉配信を始めてから、町内の方々からお知らせ内容がよくわかるようになった。放送が聞けなくても情報が入るので、行事に参加しやすくなったなどと好評を得ています。緊急にお知らせする案件については、特に効果があり、防災活動の参加者が増えるなど会員の絆の深まりが感じられました。今後は、より生活に密着した情報の発信を積極的に行い、会員相互の絆の深まりの向上を図っていきたいと考えています。



③デジタルでも引継ぎはリアルにしっかり

【牟佐町内会の取り組み事例】

牟佐町内会は22年以上、電子町内会に取り組んできました。しかし、サイト管理者と運営委員2名が高齢のため、電子町内会役員から退任され、新たに2名の方が役員に加入するという世代交代がありました。かねてより、サイト管理者への業務集中が不安材料になっていましたが、急な退任で現実となりました。後継へのバトンタッチには事前の体制作りが必要と考え、1名の方への集中を分散させる「業務の分担」やスキルアップのための「講習会・勉強会」を実施しました。

牟佐町内会

公開サイト→



<業務の分担>

サイト管理者、特定担当者への業務集中を避け、負担軽減を図るために作業を3分割。

1班：管理運営班 サイト管理者・共同責任者2名、委員2名

業務は岡山市との連携、月に1回実施している会議の準備、進行。

町内会HPの全般管理など

2班：町内会新聞班 共同責任者2名

業務は1月と6月の年2回発行している町内会新聞の作成と町内会HPへのアップ

3班：取材・情報提供班 共同責任者2名 委員2名

業務は町内会の回覧・掲示物を「町内電子掲示板」へアップ

町内会の行事を取材し、HP・町内の Facebook へアップ

<講習会・勉強会の実施>

岡山市のヘルプデスクにお願いしてのHP講習会を2回実施

○管理者講習会（HP全般の勉強会）

○スマホを使っでのHPアップ講習会

将来のHPデジタル化への対応も視野に入れた勉強会

<引継ぎ・勉強会の実施>

町内会の行事や回覧・掲示物のある度にHPへのアップ勉強会

↓ヘルプデスクによる講習会の様子



以上のように業務を分担し、機を見て担当業務のチェンジを行うことで、より強固な組織となり、新しい人材の発掘にも役立つのではないかと考えています。

電子町内会のお問い合わせ先

電子町内会を始めてみたい、話を聞いてみたいなど問い合わせは、下記電子町内会システム運営支援ヘルプデスクまたは岡山市 市民協働企画総務課までご連絡ください。

電子町内会ポータルサイト

お問い合わせフォーム <https://townweb.e-okayamacity.jp/c-portal/inquiry/>

【連絡先】

岡山市電子町内会運営支援ヘルプデスク

E メール:nichio.dencho@gmail.com 電話 :086-234-4338 FAX :086-201-7020

岡山市市民協働企画総務課

E メール:kyoudou@city.okayama.lg.jp 電話 :086-803-1063 FAX :086-803-1872

3 資料

(1) 会則 (例)

この会則見本は一例です。会員のみなさんで話し合い、町内会の状況、活動内容に応じてお作りください。なお、地方自治法第260条の2の地縁による団体の認可申請をしようとする場合には、同法の規定に従った内容とする必要があります。

〇〇町内会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、〇〇町内会（以下「本会」という。）と称し、事務所を〇〇に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、岡山市〇〇区〇〇町（〇〇番地から〇〇番地まで）の区域に住所を有するものとし、会の入会及び脱会は妨げないものとする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、住みよい地域づくりと住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 回覧板などの回付等区域内の住民相互の連絡に関する事
- (3) 地域美化、ごみ減量、リサイクル等環境保全に関する事
- (4) 集会施設の維持管理及び運営に関する事
- (○) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (○) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (○) その他本会の目的達成に必要と認められる事

第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (○) 〇〇 〇人
- (○) 会計 〇人
- (○) 監事 〇人

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

○ 〇〇は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

○ 会計は、会の会計事務を処理する。

○ 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本会の会計事務を監査すること。
- (2) 会計事務について不整の事実を発見したときに総会に報告すること。
また、これを報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別)

第8条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は、第6条第〇項第2号の規定により監事から開催の請求があったとき開催する。

(総会招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに通知しなければならない。

(総会審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関すること

(2) 予算、決算に関すること

(3) 役員選任、解任に関すること

(4) 会則等の改正に関すること

(○)

(○)

(○) その他の重要事項に関すること

(総会定足数)

第11条 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人〇人以上が署名又は記名・押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会構成)

第14条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会招集)

第15条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の権能)

第16条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する事項

(○)

(○) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、活動に伴う収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第18条 会費は、年額〇円（月額〇円）として本会が指定する方法により納入するものとする。

(事業年度及び会計年度)

第19条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。

(会計監査)

第20条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第21条 本会の会計報告は、収支計算書を作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第22条 この会則は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得なければ、変更することはできない。

(解散)

第23条 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の〇分の〇以上の同意を得なければならない。

第7章 雑則

(備え付け帳簿の整備)

第24条 本会の事務所には、会則、議事録その他必要な帳簿を整備しなければならない。

(委任)

第25条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て〇〇が別に定める。

附則

この会則は、〇年〇月〇日から施行する。

(2) 事業計画と事業報告 (例)

令和 年度 ○○町内会事業計画(報告) (例)

実施月	実施事業	備考
4月	定期総会	■年度事業報告と決算報告
5月	地域一斉清掃	
6月	役員会	夏祭り、盆踊り、敬老会について
7月	夏祭り	
8月	盆踊り	
9月	敬老会	
10月	役員会	自主防災訓練、親睦旅行について
11月	自主防災訓練 親睦旅行	詳細は後日配布
12月		
1月		
2月		
3月	役員会 会計監査	今年度の事業報告と決算報告 次年度の事業計画と予算 その他運営について
不定期もしくは 通年	ごみステーション管理 登下校見守り活動 防犯灯の維持管理 各種連絡物の配布	当番の持ち回り 毎月第1火曜 随時 随時

(3) 予算書及び決算書 (例)

令和 年度 ○○町内会予算書

収入の部

(単位：円)

項目	前年予算額	今年度予算	比較増減	摘要
町内会費				◆世帯×●円
報償金				
事業収入				
雑収入				
合計				

支出の部

(単位：円)

費目	細目	前年予算額	今年度予算額	比較増減	摘要
総務費	会議費				
	事務費				
	修繕費				
	光熱水費				
	負担金				
	旅費（交通費）				
	備品費				
	雑費				
事業費	親睦・交流費				
	環境保全費				
	地域福祉事業費				
	防災活動費				
	広報費				
予備費	予備費				
合計					

細目間の流用は認めるものとする

令和 年度 ○○町内会決算書 (例)

収入の部

(単位：円)

項目	当初予算額	決算額	比較増減	摘要
町内会費				◆世帯×●円
報償金				
事業収入				
雑収入				
合計				

支出の部

(単位：円)

費目		予算額	決算額	比較増減	摘要
総務費	会議費				
	事務費				
	修繕費				
	光熱水費				
	負担金				
	旅費 (交通費)				
	備品費				
	雑費				
事業費	親睦・交流費				
	環境保全費				
	地域福祉事業費				
	防災活動費				
	広報費				
予備費					
合計					

差引残高=◆◆◆円 (繰越金)

以上のとおり令和 年度の決算を報告します。

令和 年 月 日 会計 氏 名 (署名又は記名・押印)

令和 年度●●町内会の収支を監査した結果、適正であったことを報告します。

令和 年 月 日 監事 氏 名 (署名又は記名・押印)

監事 氏 名 (署名又は記名・押印)

(4) 名簿 (例)

●●町内会 会員名簿

班	氏名	住所	連絡先

●●町内会 役員名簿

役職	氏名	所属班	連絡先
会長			
副会長			
副会長			
会計			
監事			
監事			
●●部長			
●●部長			
●●部長			

(5) 総会議事録 (例)

〇〇〇町内会総会議事録

- 1 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 時
- 2 場 所 岡山市
〇〇〇町内会集会所会議室
- 3 出席者 町内会員 名中 名 (委任状出席者 名)

定刻にいたり、会則第 条の規定により が議長となり、規約第 条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員2名を選出して議事に入った。

会 員

会 員

4 議 案

- (1) ◆年度の事業報告 (案) について
- (2) ◆年度の収支決算報告 (案) について
- (3) 役員の改選について
- (4) ○年度の事業計画 (案) 及び予算 (案) について
- (5) その他

5 議 事

- (1) ◆年度の事業報告 (案) について

- (2) ◆年度の収支決算報告 (案) について

- (3) 役員の改選について

- (4) ○年度の事業計画 (案) 及び予算 (案) について

(5) その他

令和 年 月 日

議 長 岡山市 (署名又は記名・押印)

議事録署名人 岡山市 (署名又は記名・押印)

議事録署名人 岡山市 (署名又は記名・押印)

(6) 設立趣意書 (例)

●●年 月 日

●◎町内会設立趣意書

様

●◎地域にお住いの皆様におかれましては、平穏で充実した日々を送られていることと思います。

その一方で、この地域でも不法駐車や不審者の出没など、地域内の様々な問題も発生していることも事実であることから、住民の親睦を深め、この地域をよりよく住みやすい環境にするためにも「町内会を結成したらどうか」という声も増えてきました。

特に災害時には、近隣の共助が大変重要になります。また、個人では解決できない問題も町内会で取組み、行政への申し入れ等もできるようになると考えられます。

今回、町内会設立のための有志が集まり、準備会が発足しました。その中で、活動内容や運営方法などについて検討を重ねた結果、添付のと通りの会則(案)ができましたので、皆様にご覧いただくとともにご意見をいただきたいと思います。

今後は、町内会設立総会の開催へ向けて準備を進めてまいりたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●◎町内会設立準備会

代表 _____

連絡先 _____

4 町内会への補助や支援に関するよくあるお問い合わせ

岡山市では、町内会が行う地域活動などに対して様々な補助や支援を実施しています。

しかし、項目が多すぎて、「どの補助が使えるのか」「ハンドブックを読み込むのが大変」といった声をいただいていたことから、「よく利用されている補助」、「よくあるお問い合わせ」をまとめましたので、ご覧ください。

また、新しく制度ができた際には、月に一回市民協働企画総務課から町内会にお送りしている「市からのお知らせ」や岡山市ホームページで案内しておりますので、ご確認ください。

ごみステーションを新たに設置したい。
管理資材(看板、清掃用具等)の購入をしたい。

【問い合わせ先】環境事業課
各区ごみ対策班
※詳しくは70ページ

集会所の修繕、バリアフリー化をしたい。
エアコンの設置、修繕をしたい。

【問い合わせ先】各区役所 総務・地域振興課
※詳しくは50ページ



神輿、山車などの催事に使うものや、
物置、屋外掲示板、テントを購入したい。

【問い合わせ先】各区役所 総務・地域振興課
※詳しくは49ページ

自主防災組織の設立、補助等について相談し
たい。

【問い合わせ先】危機管理室
※詳しくは60ページ



「市民のひろば」や「市からのお知らせ」の配布部数、配布先を変更したい。

【問い合わせ先】

「広報紙 市民のひろば おかやま」
広報広聴課 086-803-1024
各区役所 総務・地域振興課
「市からのお知らせ」
市民協働企画総務課
各区役所 総務・地域振興課

防犯カメラを新規設置、更新設置したい。

【問い合わせ先】 各区役所 総務・地域振興課

※詳しくは 66 ページ

防犯灯を新規設置、交換したい。

【問い合わせ先】 各区役所 総務・地域振興課
各支所

※詳しくは 65 ページ

このほかの補助や支援事業の詳細については、46 ページ以降をご覧ください。次ページにご案内する新任町内会長さま向けの説明会でご質問いただくことも可能です。その他、ご不明な点がありましたら、各区役所、市民協働企画総務課までご相談ください。必要に応じて担当部署をご案内させていただきます。



北区役所 総務・地域振興課
中区役所 総務・地域振興課
東区役所 総務・地域振興課
南区役所 総務・地域振興課
市民協働企画総務課

電話 086-803-1656
電話 086-901-1602
電話 086-944-5038
電話 086-902-3502
電話 086-803-1063

5 新任町内会長向けの説明会を開催します

岡山市では、新しく町内会長になられた方を主な対象として、町内会長の役割や市の各種制度等について説明する「新任町内会長説明会」を開催します。町内会長の皆様は、多岐にわたり、日々地域の課題に向き合っていていただき、その活動の中でご活用いただけるような制度や市への問い合わせの仕方を説明します。

より多くの方に参加いただけるよう、日程・開催場所を分けて開催します。どの日程でもご参加いただけます。ぜひお申込みください。

開催日時・場所（全5回）

日程	6月23日（火）	6月26日（金）	6月30日（火）	7月4日（土）	7月12日（日）
時間	18:30～ 20:00	18:30～ 20:00	18:30～ 20:00	18:30～ 20:00	13:00～ 14:30
場所	中区役所 2階多目的 ホールA (定員60名) 岡山市中区浜 三丁目7-15	東区役所 3階多目的 ホール大 (定員50名) 岡山市東区西大寺南 一丁目2-4	南区役所 4階大会議室 (定員50名) 岡山市南区浦安南町 495-5	岡山市役所 本庁舎 7階大会議室 (定員80名) 岡山市北区 大供一丁目1-1	北ふれあい センター (定員60名) 岡山市北区 谷万成二丁目 6-33

申込方法：「参加申込フォーム」から申し込み（右のQRコード先）
または、下記担当課にお電話・メールにてお申込みください。



町内会長になったけれど、どうしたらいいのかわからない・・・
など困っている方はぜひご参加ください。



問い合わせ先
市民協働企画総務課
電話 086-803-1063
メール kyoudou@city.okayama.jp



6 町内会もしくは市民活動が対象となる支援事業（令和8年4月時点）

（町内会が対象とならないものもあります）

目次

<町内会・連合町内会への支援>

地域活動負担軽減支援補助金	P46
町内会デジタル活用促進事業補助金	P47
自治振興報償金	P48
コミュニティ活動推進備品助成事業	P49
町内会集会所新築等助成事業	P50
学区・地区連合町内会補助金	P51

<地域活動、市民活動への支援>

ESD・市民協働推進センター	P52
市民活動保険	P52
岡山市区づくり推進事業【地域交流部門】【地域活動部門】	P53
安全・安心ネットワーク活動支援補助金	P54
安全・安心見守り・声かけ推進事業	P54
地域担当職員による活動の支援	P55
岡山ESDプロジェクト活動支援助成金	P57
人権啓発活動補助金	P57
地域の未来づくり推進事業補助金	P58
地域活力創出事業補助金	P59

<防災、防犯・交通安全への支援>

自主防災組織等育成事業助成金	P60
災害時自主防災活動中の事故等への補償	P61
備蓄食糧等給付事業	P62
岡山市連合防火委員会	P63
岡山市少年女性防火委員会	P63
出前講座「住宅火災を考えよう」	P64
防犯ボランティア支援事業	P64
防犯灯設置費用補助事業	P65
防犯灯維持管理費補助事業	P65
防犯カメラ設置支援事業	P66
防犯カメラ維持管理費補助事業	P66
消費生活出前講座	P67
岡山市交通安全母の会連絡協議会	P67
地区・学区交通安全対策協議会	P68
身近な浸水被害（内水）に備える出前講座	P68
防災備蓄土及び土のう袋給付事業	P69

<ごみ収集・ごみ分別のための支援>

ごみ収集ステーション等施設整備費補助金	P70
ごみ収集ステーション等管理資材費補助金	P70
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金	P71
からす等防護ネットの貸与	P71
資源回収用物置設置費補助金	P72

資源化物コンテナ収納物置設置費補助金	P72
資源回収推進団体報奨金	P73
美しく快適なまちづくり推進員	P74
環境ごみに関する出前講座	P74
＜生活環境向上のための支援＞	
岡山市公園・遊園地等愛護委員会	P75
岡山市水路浚渫等交付金	P75
地域猫活動支援事業	P76
身近な生きものの里事業	P77
環境衛生協議会補助金	P77
岡山市環境パートナーシップ事業（アダプトプログラム部門）	P78
空家等適正管理支援事業	P79
空き家対策出前講座	P80
ブロック塀等撤去事業	P80
木造住宅耐震改修等事業	P81
＜福祉活動への支援＞	
岡山市地域福祉基金活用事業補助金	P82
老人クラブ育成事業	P83
認知症サポーター養成講座	P83
行方不明高齢者さがしてメール事業	P84
あっ晴れ！もも太郎体操活動支援事業	P84
あっ晴れ！もも太郎体操サポーター等 介護予防サポーター養成事業	P85
支えるみんなの活動講座	P85
生活支援体制整備事業	P86
おでかけ応援隊事業補助金	P86
＜こどものための支援＞	
おやこクラブ	P87
こどもの居場所づくり相談窓口	P87
岡山市外遊び体験推進事業補助金	P88
＜文化・国際交流のための支援＞	
スポーツ・文化・生涯学習サイト「LIFE おかやま」	P89
通訳・翻訳ボランティア	P89
国際理解出前講座	P90

< 町内会・連合町内会への支援 >

☆地域活動負担軽減支援補助金

【目的・趣旨】

町内会活動の一環として実施している草刈りや清掃等の地域活動の負担を軽減する。

【概要】

町内会等が実施する草刈り等の地域活動に必要な次に掲げる物品の購入に対して補助金を事業実施期間（令和7年度～9年度）を通じて1回に限り交付する。

補助金の額は、購入に要する費用の額とし、50万円を超えないものとする。ただし、学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会は3万円を超えないものとする。

- (1) 草刈り機（替刃を含む。）
- (2) ブロワー
- (3) 屋外掃除機
- (4) 泥上げ機
- (5) 側溝の蓋上げ機

※なお、電動式の物品は充電器・予備バッテリーを含みます。

【要件等】

岡山市町内会名簿に掲載されている学区・地区連合町内会及び学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会

【時期（令和8年度）】

令和8年6月1日（月）～令和9年3月1日（月）

※令和9年3月31日までに事業（物品の購入）が完了するものに限りです。

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課	電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課	電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課	電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課	電話 086-902-3502
市民協働企画総務課	電話 086-803-1063

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000069667.html>



☆町内会デジタル活用促進事業補助金

【目的・趣旨】

町内会活動の負担軽減や効率化及び若い世代の参加を促進する。

【概要】

町内会等が会員に対して行う情報発信やオンライン集金のために使用する

- (1) アプリケーション及びウェブサービスの利用料
- (2) アプリケーション及びウェブサービスの利用に係る初期設定及び改良に要する経費
- (3) 町内会等が運営するウェブサイトの構築及び維持管理に要する経費
(電子町内会システムに係る経費は除く。)
- (4) 町内会費等の集金を行うサービスの利用に伴う決済手数料及び振込手数料

の一部を助成する。

※補助率は1/2、上限額は10万円

【要件等】

岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会又は学区・地区連合町内会補助金の交付回数は、同一の町内会等に対し、1年度につき1回、最大5回まで

【時期（令和8年度）】

令和8年5月1日（金）～令和9年3月1日（月）

【問い合わせ・申請先】

市民協働企画総務課

電話 086-803-1063

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000079809.html>



☆自治振興報償金

【目的・趣旨】

町内会活動の充実や環境の美化等暮らしやすい地域づくりの推進に資するために、町内会に対し、自治振興報償金を支払うもの。

【概要】

地域住民自治組織の育成を図るために単位町内会に対して支給しているもので、町内会活動を通じて住民の福祉の向上、暮らしやすい地域づくりなどに取り組んでいただくという、いわば自治組織育成・促進費と町内会長を通じてお願いした市としての市民に対する広報的なものの配布依頼(市民のひろばおかやま、各種行事等のお知らせ、案内等)、各種の調査、推薦及び人的協力の依頼等、諸々の役務に対する感謝、お礼の意を込めた町内会への謝礼。

【基準】		【組織割】	
470 円×世帯数	+	30 世帯以下	10,300 円
(特例として、70 円/世帯を学区・地区連合町内会へ渡している学区もある)		31 世帯以上～100 世帯	10,700 円
		101 世帯以上～200 世帯	17,400 円
		201 世帯以上～300 世帯	17,900 円
		301 世帯以上	18,600 円

【要件等】

岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会

【時期】

- 1 2 月～1 月にかけて、世帯数調査を兼ねた案内を送付。
- 3 月に、世帯数に応じた金額を届け出た指定口座に振込。

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課	電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課	電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課	電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課	電話 086-902-3502
市民協働企画総務課	電話 086-803-1063

☆コミュニティ活動推進備品助成事業

【目的・趣旨】

地域住民の交流を促進し、コミュニティの維持発展を図る。

【概要】

地域行事等に必要な備品の修繕又は購入に対して、費用の一部を助成する。

補助対象備品区分	補助率	補助限度額	下限金額（事業費総額）
(1) 神輿	2分の1	500,000円	100,000円以上
(2) 山車	2分の1	500,000円	100,000円以上
(3) 獅子舞用具	2分の1	500,000円	100,000円以上
(4) 太鼓	2分の1	500,000円	100,000円以上
(5) 櫓	2分の1	500,000円	100,000円以上
(6) 物置	2分の1	100,000円	50,000円以上
(7) 屋外掲示板	2分の1	100,000円	50,000円以上
(8) テント	2分の1	100,000円	50,000円以上
(9) 提灯	2分の1	100,000円	50,000円以上
(10) のぼり旗	2分の1	100,000円	50,000円以上

【要件等】

岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会又は学区・地区連合町内会

【時期】

1回目の募集期間 6月中旬～6月下旬ごろ

2回目の募集期間 7月中旬～7月下旬ごろ

※1回目の募集で予算を超えれば、2回目の募集は行わない。

2回目の募集で予算が残っている場合は随時募集し、受付（先着順）する。

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656

中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602

東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038

南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502

市民協働企画総務課 電話 086-803-1063

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016197.html>



☆町内会集会所新築等助成事業

【目的・趣旨】

住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与する。

【概要】

新築又は増築の場合…補助率1/3 上限500万円

- ・既存建物を買い取り集会所として用いる場合も含む。
- ・建築延床面積が33平方メートル未満の場合は、上限100万円

修繕の場合…補助率1/3 上限100万円

- ・バリアフリー化工事・給排水施設への接続・トイレ新設を含む。
- ・補助対象経費が30万円以上であること。

合併浄化槽の設置

人槽区分	補助金限度額
5人槽以下	332,000円
6人槽	414,000円
7人槽	414,000円
8人槽以上	548,000円

壁掛けエアコンの購入設置・修繕の場合…補助率1/2 上限20万円

- ・補助対象経費が5万円以上であること。

耐震改修工事の場合…補助率1/3 上限100万円

令和8年度拡充
10万円→20万円

【要件等】岡山市内の単位町内会、自治会等

【時期】随時

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502
市民協働企画総務課 電話 086-803-1063



【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016227.html>

☆学区・地区連合町内会補助金

【目的・趣旨】

岡山市内の学区・地区連合町内会の活動を援助するため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

【概要】

世帯割額と均等割額を合算した額を支払う。

世帯割額

999世帯以下	10,000円
1,000～1,999世帯	15,000円
2,000～2,999世帯	25,000円
3,000～4,999世帯	35,000円
5,000～6,999世帯	45,000円
7,000世帯以上	55,000円

均等割額

当該補助金の当該年度予算総額から、世帯割額総額を除いた額を岡山市内の学区・地区連合町内会の総数で均等に割った額とする。ただし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

【要件等】

岡山市内の学区・地区連合町内会

【時期】 申請 4～6月ごろ

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502
市民協働企画総務課 電話 086-803-1063

< 地域活動、市民活動への支援 >

☆E S D・市民協働推進センター

【目的・趣旨】

町内会等の住民自治組織、市民活動団体、事業者、学校、個人等、多様な主体が協働して地域の社会課題解決をすすめることができるよう、コーディネートを行うなど相談に応じる。また、課題解決ワークショップや各種講座などを開催している。

【要件等】 地域の社会課題解決に関する取組を行う個人や団体

【問い合わせ先】

E S D・市民協働推進センター 電話 086-803-1062
(市役所本庁舎市民協働企画総務課内)
市民協働企画総務課 市民活動支援室 電話 086-803-1061

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016082.html>



☆市民活動保険

【目的・趣旨】

市民活動中の活動者等の事故について傷害保険、賠償保険制度で支援する。

【概要】

傷害保険 入院1日3,000円 通院1日2,000円
死亡300万円 後遺障害9万円～300万円
賠償保険 身体賠償 1名につき1億円1事故2億円まで
財物賠償 1事故1億円まで
※免責金額(自己負担額)5,000円

【要件等】

市民により自主的に組織され、岡山市内に活動の本拠地を置いて計画的に市民活動を行う団体等に属し、活動を行う方(団体の指導者・スタッフ、または、清掃活動等の奉仕性のある活動を直接的に実践する参加者)。賠償責任は団体自体も対象。
(市民活動団体であっても対象とならない事業がありますので詳細はお尋ねください。)

【時期】

事前申込不要 ※ただし、事故発生日を含めて30日以内の書類提出が必要。

【問い合わせ先】

市民協働企画総務課 市民活動支援室 電話 086-803-1061

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016090.html>



☆岡山市区づくり推進事業【地域交流部門】【地域活動部門】

【目的・趣旨】

区民が主体的に企画運営する地域活性化イベント及び地域課題解決の取組を公募し支援する。

【概要】

(1) 地域交流部門

区民主体で企画・運営する地域の特色を活かした地域活性化イベントを募集し、採択した事業の経費の一部を助成する。

① 身近な交流部門

- ・小学校区・地区で実施されるもの
- ・補助率 1/2 上限 50 万円

② 広域交流部門

- ・2以上の小学校区・地区で実施されるもの
- ・補助率 1/2 上限 250 万円

(2) 地域活動部門

地域住民組織を含む、NPO 法人やボランティア団体等多様な主体の協働を進め、地域課題を解決するための継続的な取組を募集し、採択した事業の経費の一部を助成する。

- ・補助率 1/2 上限 250 万円

新規事業の立ち上げ年度に限り、補助率 4/5

(3) 各部門共通

不可抗力により事業を中止等にした場合のキャンセル料を補填する。

- ・補助率 10/10 上限 10 万円（別枠で支援）

※ 中止理由等：警報等の荒天、災害、感染症等による開催中止

対 象 経 費：事業にかかる委託業務等をキャンセルしたときにかかる経費

【要件等】

10 人以上の構成員で組織され、代表者が実施区域内に在住し、区内で活動する団体。

【時期】

本年度 2 期募集 6 月 次年度 1 期募集 12 月～1 月予定

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656

中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602

東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038

南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502

市民協働企画総務課 市民活動支援室 電話 086-803-1560

(E S D・市民協働推進センター 電話 086-803-1062)

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016255.html>



☆安全・安心ネットワーク活動支援補助金

【目的・趣旨】

安全・安心ネットワークの組織強化を図り、その活動を持続的なものとするため、補助金を交付するもの。

【概要】

補助対象経費のうち5万円を上限に交付する。補助金の交付対象となる事業は、安全・安心ネットワークが行う活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯・交通安全活動
- (2) 防災活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 地域福祉活動
- (5) 健康づくり活動
- (6) その他安全・安心ネットワークが地域力向上のために実施する事業

【要件等】 各学区・地区の安全・安心ネットワーク

【時期】 随時

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502
市民協働企画総務課 市民活動支援室 電話 086-803-1560

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016221.html>



☆安全・安心見守り・声かけ推進事業

【目的・趣旨】

地域が行う高齢者等への見守り・声かけ活動を支援する。

【概要】

- (1) 事業計画・事業報告の作成支援
- (2) 運営業務支援
会議の運営支援、事業のノウハウ等の提供、連絡調整・助言・指導
未実施地区での事業説明会
- (3) 物品等の提供
あんしんカプセルおかやま、あんしんカード等

【要件等】 各小学校区・地区の安全・安心ネットワーク等

【問い合わせ先】 市民協働企画総務課 市民活動支援室 電話 086-803-1560

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/0000066868.html>



☆地域担当職員による活動の支援

【目的・趣旨】

全公民館に地域担当職員を配置し、安全・安心ネットワークなどが取り組む地域活動を支援する。

【概要】

- (1) 地域活動支援及び地域協働推進に関すること
 - ・学区・地区の安全・安心ネットワーク活動への支援
 - ・地域団体などからの相談対応
 - ・市役所、区役所等への取次ぎ
 - ・地域団体などの会議に出席
 - ・地域活動・地域イベントなどへの参加
 - ・区づくり推進事業の事業化に向けた支援
- (2) 人づくり講座の企画実施に関すること
 - ・地域活動を始めるきっかけづくりや担い手づくりなどにつながる講座の開催

【要件等】

各学区・地区の安全・安心ネットワーク等

【時期】 随時

【問い合わせ先】

市民協働企画総務課 市民活動支援室 電話 086-803-1560
各公民館 (次ページ)

区名	公民館名	中学校区	所在地	電話番号	開館時間等
北区	足守	足守	北区足守718	295-1942	【開館時間】 平日：9：30～21：00 日曜：9：30～17：00 【休館日】 水曜日 ※水曜日が祝日の場合は、翌日も休館 国民の祝日 年末年始（12月28日～1月4日）
	一宮	中山	北区一宮638-1	284-6224	
	大元	桑田	北区大元上町10-31	241-8526	
	岡山中央	岡山中央	北区蕃山町6-53	224-0515	
	北	岡北	北区津島東一丁目3-14	254-4633	
	吉備	吉備	北区庭瀬416	293-2170	
	京山	京山	北区伊島町二丁目9-38	253-8302	
	岡輝	岡輝	北区旭本町1-80	222-0855	
	岡西	石井	北区下伊福西町1-48	253-7581	
	高松	高松	北区津寺104	287-2057	
	建部町	建部	北区建部町福渡496-1	722-2212	
	津高	香和	北区栢谷1677	294-4222	
	御津	御津	北区御津宇垣1629	724-1441	
	御南西	御南	北区田中157-110	244-1855	
中区	操南	操南	中区藤崎201-4	276-7898	
	高島	高島	中区国府市場99-5	275-1341	
	富山	富山	中区福泊246-1	274-0827	
	東	竜操	中区高屋344-1	271-1911	
	東山	東山	中区平井四丁目13-33	276-6202	
	操山	操山	中区国富三丁目9-12	271-5030	
東区	旭東	旭東	東区西大寺松崎310-1	943-1154	
	西大寺	西大寺	東区向州1-1	942-6252	
	山南	山南学園	東区邑久郷688	946-8165	
	上道	上道	東区東平島191	297-2377	
	上南	上南	東区君津636	948-3352	
	瀬戸	瀬戸	東区瀬戸町瀬戸54-1	952-4146	
	万富	瀬戸	東区瀬戸町万富257	953-0610	
南区	興除	興除	南区中畦589-1	298-2660	
	岡南	福南	南区若葉町22-16	262-3483	
	光南台	光南台	南区宮浦1324	267-1255	
	妹尾	妹尾	南区箕島1025-1	282-4747	
	灘崎	灘崎	南区片岡159-1	362-0408	
	福田	福田	南区古新田1186	282-3773	
	福浜	福浜	南区福富中一丁目16-22	265-4835	
	藤田	藤田	南区藤田508	296-2185	
	南	芳泉	南区芳泉三丁目2-2	263-7919	
	芳田	芳田	南区西市96-1	245-0688	

☆岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金

【目的・趣旨】

環境、国際理解、防災、福祉、地域活性化など、様々な分野における ESD 活動を支援し、活動の充実・拡大を図る。

【概要】

- (1) 新たに岡山 ESD プロジェクトに登録する団体または令和 5 年 4 月 1 日以降に登録した団体で、これまでに本助成金の交付を受けた回数が 2 回以内の団体
助成金額：上限 15 万円 補助率：対象となる事業経費の 5 / 5 以内
- (2) 岡山 ESD プロジェクトへの登録が令和 5 年 3 月 31 日以前の団体で、これまで本助成金の交付を受けた回数が 2 回以内の団体
助成金額：上限 10 万円 補助率：対象となる事業経費の 4 / 5 以内
- (3) 本助成金を 3 回以上受けた団体
助成金額：上限 5 万円 補助率：対象となる事業経費の 4 / 5 以内

【要件等】

岡山 ESD プロジェクト参加団体又は新たに登録する団体（ただし、国・県・市及びそれぞれの外郭団体は除く）が実施する ESD 事業

【時期】 4 月

【問い合わせ先】

岡山 ESD 推進協議会事務局（岡山市 SDGs・ESD 推進課内） 電話 086-803-1351

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000079144.html>



☆人権啓発活動補助金

【目的・趣旨】

人権意識の高揚を目的とした団体が行う事業を公募し助成する。

【概要】

活動に要した費用の 2 分の 1 の範囲内で、100 万円を上限とする。

【要件等】

自発的かつ自主的に行う営利を目的としない公益活動に該当し、かつ広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする全市的な講演会又は集会の開催等

【時期】 前期募集 4～5 月 後期募集 9 月

【問い合わせ先】

人権推進課 電話 086-803-1070

【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003141.html>



☆地域の未来づくり推進事業補助金

【目的・趣旨】

中山間・周辺地域の持続可能な地域づくりを目指し、地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの創出を支援する。

【概要】

中山間・周辺地域において、コミュニティビジネスを立上げ、自走化を目指す活動に対して、補助金を交付する。補助を受けるにあたっては、「地域の未来づくり計画」を作成し、市の認定を受けるものとする。

支援するコミュニティビジネスは次のとおり。

- 地域に活力を生むコミュニティビジネス
- 地域の生活に必要なサービスを提供するコミュニティビジネス

【要件等】

○支援する団体

団体	地域住民の団体など (地域密着型団体)	地域のNPO法人、株式会社など (テーマ型団体)
主な条件	<ul style="list-style-type: none">・10人以上・地域に代表者が居住・地域に構成員の1/2が居住	<ul style="list-style-type: none">・法人格がある・岡山市に本社や本店がある・地域住民と協力のもと取り組む

○補助金の内容

■補助期間

地域密着型団体：3～5年 テーマ型団体：3年

■補助率・上限額

		地域密着型団体		テーマ型団体	
		ソフト経費	ハード経費	ソフト経費	ハード経費
補助率		4/5以下	4/5以下	2/3以下	2/3以下
上限額	法人格なし	500万円	500万円		
	法人格あり	1,000万円	1,500万円	1,000万円	1,500万円

○計画の作成・事前確認・経営相談・認定

- ・「地域の未来づくり計画」を作成し、市の認定を受けた事業が補助の対象。
- ・「地域の未来づくり計画」は申請前に事前確認・経営相談が必要。
- ※事前確認・経営相談が完了した計画をもって、申請となる。

【事前確認・経営相談期間】

(第1期)：令和8年4月1日～7月31日

(第2期)：令和8年7月1日～10月30日

(第3期)：令和8年10月1日～令和9年1月29日

【問い合わせ先】

事業政策課 TEL：086-803-1042



【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/miraidukuri/category/25-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

☆地域活力創出事業補助金

【目的・趣旨】

中山間・周辺地域の持続可能な地域づくりを目指し、地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの創出を支援する。

【概要】

中山間・周辺地域において、地域活性化につながる地域資源を活用した商品・サービスの開発に対して、補助金を交付する。補助を受けるにあたっては、「地域活力創出事業の計画」を作成し、市の交付決定を受けるものとする。

支援する取組は次のとおり。

コミュニティビジネスの手法で取り組む、地域資源を活用した商品・サービスの開発

【要件等】

○支援する団体

団体	地域住民の団体など (地域密着型団体)	地域のNPO法人、株式会社など (テーマ型団体)
主な 条件	・2人以上 ・地域に代表者が居住 ・地域に構成員の1/2が居住	・法人格がある ・岡山市に本社や本店がある ・地域住民と協力のもと取り組む

○補助金の内容

■補助期間

交付決定日から事業完了日まで

※最長で補助申請のあった年度の3月末日まで

■補助率・上限額

補助率 10/10

上限額 45万円

○計画の作成・事前確認・認定

- ・「地域活力創出事業の計画」を作成し、市の交付決定を受けた事業が補助の対象。
- ・「地域活力創出事業の計画」は申請前に事前確認が必要。

事前確認期間内に、事前確認が完了した計画をもって申請となる。

【事前確認期間】

令和8年4月1日～10月30日

【問い合わせ先】

事業政策課 TEL：086-803-1042



【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/miraidukuri/category/25-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

< 防災、防犯・交通安全への支援 >

☆自主防災組織等育成事業助成金

【目的・趣旨】

市民の防災意識を高め、災害に備えて身近な地域で共に助け合う「共助」を推進するため、自主防災組織の育成強化を図る。

【概要】

(1) 避難活動準備助成金

対 象：自主防災組織（単位町内会）

助成額：【新規結成】「10万円+（世帯数×500円）」上限

【既存団体】「世帯数×500円」上限

(2) 学区(地区)連絡調整助成金

対 象：連合町内会が結成する防災組織

助成額：上限30万円

(3) 活動運営費助成金

対 象：自主防災組織（単位町内会）、連合町内会が結成する防災組織

助成額：防災訓練または防災学習会の開催を条件として 上限5万円/年

個別避難計画を作成した場合は、1件につき3千円を加算（単位町内会のみ）

(4) 地域防災マップ作成助成金

対 象：自主防災組織（単位町内会）、連合町内会が結成する防災組織

助成額：上限3万円/3年に1回

※ (1) (2) については、令和7年度までに未申請の町内会、連合町内会が対象となります。

(4) については、令和6年度以降に未申請の町内会、連合町内会が対象となります。

【要件等】

岡山市に自主防災組織結成の届出を行っている単位町内会及び、学区（地区）防災組織結成の届出を行っている連合町内会

【時期】 随時

【問い合わせ先】

危機管理室 電話 086-803-1082

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656

中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602

東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038

南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000011907.html>



☆災害時自主防災活動中の事故等への補償

【目的・趣旨】

自主防災組織による災害時の活動中の事故への補償を行い、自主防災組織の活動の活性化を図ることを目的とする。

【概要】

補償保険 入院：日数に応じ1万円～15万円
通院：日数に応じ5千円～6万円
死亡500万円 後遺障害20万円～500万円

【要件等】

岡山市に結成届を提出している自主防災組織（※）に属し、防災活動を行う方

※「岡山市町内会名簿」に掲載されている単位町内会または連合町内会を単位として結成された地域の防災組織

岡山市が、自主防災組織に対して予め依頼している災害時の以下の活動

- ・避難支援、避難誘導 ・安否確認 ・初期消火活動
- ・負傷者の救出、救護 ・情報の収集、伝達 ・避難所開設準備・開設支援
- ・配食、給水活動、炊き出し

【時期】

事前申込不要

※ただし、事故が発生した場合、自主防災組織の名簿等必要書類を揃えて、速やかに市にご報告ください。

【問い合わせ先】

危機管理室 電話 086-803-1082

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000048366.html>



☆備蓄食糧等給付事業

【目的・趣旨】

災害時に備えて、市が備蓄している食糧のうち、使用期限が概ね1年未満となっているものを、町内会や自主防災組織等が実施する防災訓練や防災学習会などで活用してもらうために、給付を行うもの。

【概要】

- 備蓄食糧等の給付対象品目
 - ・アルファ化米（おかゆを含む）
 - ・クラッカー（ライスクッキーを含む）
 - ・飲料水
- 給付する備蓄食糧等の数量
 - 品目ごとに参加予定者数を上限とする。
 - ただし、災害が発生し、災害現場で大量の備蓄食糧等の必要性が生じた場合には、給付を中止する場合がある。

【要件等】

- 給付の対象となる団体
 - 岡山市に届け出のある自主防災組織又はこれに準じる団体、町内会又はこれに準じる団体で、給付する備蓄食糧等の消費期限内にこれを用いた防災訓練、研修・講座・学習会、イベント等により市民の防災意識の啓発を図ることを目的とする団体

【時期】 随時

※実施予定日の2週間前までに申請が必要

【問い合わせ先】

危機管理室 電話 086-803-1082
北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656
中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602
東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038
南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000011890.html>



☆岡山市連合防火委員会

【目的・趣旨】

学区・地区防火委員会相互の連絡を図り、火災防止対策を強力に推進するとともに、救急救護の啓発普及を図り、市民生活の安定向上を期するため支援する。

【概要】

1. 防火思想の普及に関すること。
2. 自主防火診断の推進に関すること。
3. 防火用資器材の購入あっせん及び保全に関すること。
4. 通報、避難、消火の技術訓練に関すること。
5. 消防水利の保全に対する協力、消火活動の協力に関すること。
6. 会報など各種資料の作成、配布に関すること。
7. 救急、救護の知識等の普及に関すること。
8. その他本会の目的達成に必要な事項。

【要件等】

市民により組織され、計画的に防火の啓発活動を行っており、岡山市連合防火委員会に所属する、各学区(地区)防火委員会の代表者

【時期】 随時

【問い合わせ先】 消防局 予防課 電話 086-234-1199

☆岡山市少年女性防火委員会

【目的・趣旨】

幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブの運営指導について研究・助言し、クラブの健全な育成発展と組織の拡大強化を推進することによって、市民の防火思想の高揚及び家庭を中心とした地域社会全般にわたる防火防災体制と救急救護体制の一層の充実に資するため支援する。

【概要】

補助金の交付

幼年消防クラブ（結成時のみ）

補助率 50/100 限度額 2万円

少年消防クラブ、女性防火クラブ

補助率 100/100 限度額 5千円

研修会・講習会等を開催

【要件等】

市民により自主的に組織され、岡山市内に活動の本拠地を置いて計画的に活動を行う市民活動団体等

【時期】 随時

【問い合わせ先】 消防局 予防課 電話 086-234-1199

☆出前講座「住宅火災を考えよう」

【目的・趣旨】

岡山市消防局管内では毎年約10人の方が火災で亡くなっており、その多くが高齢者の方となっています。火災による死者を一人でもなくすため、住宅火災についての講座を行います。

【概要】

住宅火災について楽しく学べる団体向け講座です。

動画視聴や火災VR体験、防火カードゲームなどを使用し火災について学びます。また、パンフレット「住宅火災からの避難について考える」を使用して、住宅火災からの最適な避難方法を学習します。

【要件等】

受講可能人数は10名様からです。会場は申込者でご用意ください。
詳細はホームページをご確認いただくか、電話で問い合わせください。

【時期】

随時募集。

【問い合わせ先】

消防局 予防課 電話 086-234-1199



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/0000047112.html>

☆防犯ボランティア支援事業

【目的・趣旨】

防犯ボランティアの活性化及び地域の防犯意識の向上。

【概要】

地域における自主防犯活動についてのアドバイスや出前講座など

【要件等】

防犯ボランティア団体等

【時期】 通年

【問い合わせ先】

生活安全課 交通安全防犯室 電話 086-803-1106



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016718.html>

☆防犯灯設置費用補助事業

【目的・趣旨】

犯罪や交通事故の起きにくい環境整備を推進する。

【概要】

町内会が新たに防犯灯を設置又は取り替える場合に、取付け費用の一部を補助。

【要件等】

岡山市町内会名簿に掲載されている町内会

【時期】・新設の場合 毎年1月31日まで

・取替の場合 毎年3月31日まで（3月31日までに事業が完了すること）

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656

中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602

東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038

南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502

御津支所 電話 086-724-1114 建部支所 電話 086-722-1113

瀬戸支所 電話 086-952-1115 瀬崎支所 電話 086-363-5203

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016711.html>



☆防犯灯維持管理費補助事業

【目的・趣旨】

犯罪や交通事故の起きにくい環境整備を推進する。

【概要】

防犯灯設置費用補助事業により設置した防犯灯の維持管理に係る経費を補助。

【要件等】

市の補助を受けて設置した防犯灯の電気料金について、市が定める基準額を補助。町内会等からの申請に基づき、町内会等の口座に振込。

補助額＝定額（市が定める基準額）×防犯灯の設置数

【時期】 4月中旬以降に各町内会にお知らせ

【問い合わせ先】 生活安全課 交通安全防犯室 電話 086-803-1106

【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016711.html>



☆防犯カメラ設置支援事業

【目的・趣旨】

地域における自主的な防犯活動に対する取り組みを支援する。

【概要】

防犯カメラを新規設置又は更新設置する場合に要する経費の一部を補助。

【要件等】

町内会・自治会、その他の地域的な共同活動を行う団体。

【時期】 4月～9月末（予定）※予算額に達しない場合は追加で募集を行う

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656

中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602

東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038

南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021152.html>



☆防犯カメラ維持管理費補助事業

【目的・趣旨】

地域における自主的な防犯活動に対する取り組みを支援する。

【概要】

防犯カメラ設置支援事業により設置した防犯カメラの維持管理に係る経費を補助。

【要件等】

市の補助を受けて設置した防犯カメラで、補助部分の機器のうち、電気料金・定期点検費・電柱共架料の合計 16,500 円/台が補助の上限。町内会等からの申請に基づき、町内会等の口座に振込。

【時期】

4月中旬以降に各町内会にお知らせ

【問い合わせ先】

生活安全課 交通安全防犯室 電話 086-803-1106

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021152.html>



☆消費生活出前講座

【目的・趣旨】

消費者被害の未然防止及び消費者問題への知識や対処法を持つ消費者の育成。

【概要】

下記のテーマ、内容についての出前講座の実施。

テーマ：悪質商法、トラブルの多い事例、エシカル消費、定期購入、クーリングオフ、成年年齢引き下げなど

内 容：悪質商法の手口紹介、再現ドラマDVD、契約クイズ、心理チェック、断り方の練習、受講者参加のロールプレイングなど

【要件等】

市内を拠点に活動する10人以上のグループ・団体

【時期】 通年

【問い合わせ先】

生活安全課 消費生活センター 電話 086-803-1105

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000041856.html>



☆岡山市交通安全母の会連絡協議会

【目的・趣旨】

市内の各交通安全母の会の連携を図り、交通安全対策について研究協議することにより、交通事故のない明るい平和なまちづくりに寄与する。

【概要】

団体の活動に対し、助成金を交付。

定期的な研修会・勉強会の開催や交通安全啓発グッズなどの物品の配布。

【要件等】

地区・学区交通安全母の会

【時期】 通年

【問い合わせ先】

生活安全課 交通安全防犯室 電話 086-803-1106

【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016754.html>



☆地区・学区交通安全対策協議会

【目的・趣旨】。

地区・学区の総合的な交通安全の推進を図る。

【概要】

交通安全啓発・交通安全教育等の事業に要する経費に対し助成。
交通安全活動に必要な物品の配布。

【要件等】

地区・学区交通安全対策協議会

【時期】 通年

【問い合わせ先】

岡山市交通安全対策協議会 電話 086-803-1106



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016754.html>

☆身近な浸水被害(内水)に備える出前講座

【目的・趣旨】

身近な浸水被害(内水)について、岡山市を取り巻く状況や浸水被害に対する備え、内水ハザードマップの活用方法等を周知し、浸水被害の低減に役立てていただく。

【概要】

職員2名程度を派遣し、資料・パワーポイント・DVD等を利用しながら、①浸水被害への備えについて(内水ハザードマップの活用方法や身近な備えなど)、②浸水被害の状況(写真を見ながら注意点など解説)、③下水道河川局の浸水対策の取組紹介、の主に3項目について説明し質疑応答を行う。

【要件等】

- ・ 10名程度以上の町内会単位など。
- ・ 会場については町内会側で手配ください。
※講座に必要なパソコン、プロジェクター、スクリーンなどの資材は準備可能なので、相談ください。

【時期】 通年

(日程調整、事前打ち合わせが必要のため、開催希望日の一か月前には問い合わせください。)

※出水期前や防災の日付近は申し込みが多く、日程によってはお断りする場合があります。

【問い合わせ先】

下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課 計画係

TEL : 086-803-1499 FAX : 086-803-1747

メール : keikaku@city.okayama.jp

☆防災備蓄土及び土のう袋給付事業

【目的・趣旨】

地域において浸水被害軽減を図る。

【概要】

単位町内会等に対し、備蓄土 2 m³及び土のう袋 200 枚を給付する。

【要件等】

備蓄土等の給付を受けようとする単位町内会等の代表者は、市へ備蓄土及び土のう袋の給付申請を行う。※備蓄土等の保管場所は、単位町内会等が確保する。

単位町内会等は、給付を受けた備蓄土等を安全に維持・管理する。

【時期】 随時

【問い合わせ先】

北区役所総務・地域振興課 電話 086-803-1656 中区役所総務・地域振興課 電話 086-901-1602

東区役所総務・地域振興課 電話 086-944-5038 南区役所総務・地域振興課 電話 086-902-3502

御津支所 電話 086-724-1111 建部支所 電話 086-722-1111

瀬戸支所 電話 086-952-1112 瀬崎支所 電話 086-363-5201

【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004576.html>



< ごみ収集・ごみ分別のための支援 >

☆ごみ収集ステーション等施設整備費補助金

【目的・趣旨】

自主的にごみステーション（資源化物ステーション含む）の整備を行おうとする地域団体に対し、補助金を交付し、ごみの収集を確実にかつ効率的に行う。

【概要】

補助金の額はステーションの施設整備に要する工事費とし、補助限度額は20万円（新設する場合、補助限度額は40万円）

【要件等】 町内会等の地域団体

【時期】 随時（施工前に申請が必要）

【問い合わせ先】

環境事業課 電話 086-803-1298

北区ごみ対策班 電話 086-803-1384

東区ごみ対策班 電話 086-944-5009

中区ごみ対策班 電話 086-901-1635

南区ごみ対策班 電話 086-902-3506

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005262.html>



☆ごみ収集ステーション等管理資材費補助金

【目的・趣旨】

自主的にごみステーション（資源化物ステーション含む）の管理に必要な資材（看板、清掃用具等）の購入を行おうとする地域団体に対し補助金を交付し、ごみの収集を確実にかつ効率的に行う。

【概要】

補助金の額は資材の購入費の2分の1に相当する額とし、補助限度額は3万円

【要件等】 町内会等のごみステーション管理者

【時期】 随時（購入前に申請が必要）

【問い合わせ先】

環境事業課 電話 086-803-1298

北区ごみ対策班 電話 086-803-1384

東区ごみ対策班 電話 086-944-5009

中区ごみ対策班 電話 086-901-1635

南区ごみ対策班 電話 086-902-3506

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005290.html>



☆家庭用生ごみ処理容器購入費補助金

【目的・趣旨】

自主的に生ごみ処理器の購入を行おうとする一般家庭に対し、補助金を交付することにより、排出される生ごみの再利用を図り、あわせてごみの減量を促進する。

【概要】

- (1) 電気式生ごみ処理容器（1世帯につき1台まで）
補助金の額は購入費（税込み）の半額とし、補助限度額は3万円
- (2) コンポスト容器又はぼかし等の容器（1世帯につき2台まで）
補助金の額は購入費（税込み）の半額とし、補助限度額は3千円

【要件等】

市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。

- ・市税の滞納がないこと。
- ・申請者又は同一世帯の方が過去5年以内に市の補助を受けて生ごみ処理容器を購入していないこと。（1世帯の補助台数に満たない場合を除く。）

【時期】 随時（購入前に申請が必要）

【問い合わせ先】

環境事業課	電話 086-803-1298		
北区ごみ対策班	電話 086-803-1384	中区ごみ対策班	電話 086-901-1635
東区ごみ対策班	電話 086-944-5009	南区ごみ対策班	電話 086-902-3506

【HP掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005234.html>



☆からす等防護ネットの貸与

【目的・趣旨】

からす等によるごみの散乱を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【概要】

大（3m×4m）小（2m×3m）2種類のネットをごみステーションに合わせて貸与

【要件等】 町内会等のごみステーション管理者

【時期】 随時

【問い合わせ先】

環境事業課	電話 086-803-1298		
北区ごみ対策班	電話 086-803-1384	中区ごみ対策班	電話 086-901-1635
東区ごみ対策班	電話 086-944-5009	南区ごみ対策班	電話 086-902-3506

【HP掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005246.html>



☆資源回収用物置設置費補助金

【目的・趣旨】

資源回収団体に対し物置設置費補助金を交付することにより、資源回収団体の活動を推進する。

【概要】

補助金の額は資源回収用物置の施設整備に要する工事費とし、補助限度額は15万円

【要件等】 資源回収推進団体

【時期】 随時（施工前に申請が必要）

【問い合わせ先】

環境事業課 電話 086-803-1298

北区ごみ対策班 電話 086-803-1384

東区ごみ対策班 電話 086-944-5009

中区ごみ対策班 電話 086-901-1635

南区ごみ対策班 電話 086-902-3506

【HP掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005256.html>



☆資源化物コンテナ収納物置設置費補助金

【目的・趣旨】

自主的に資源回収用コンテナを収納する物置の設置を行おうとする地域団体に対し、補助金を交付することにより、ごみの5種分別収集事業を促進し、資源化物の回収を確実に効率的に行う。

【概要】

補助金の額はコンテナ収納物置の設置等に要する工事費とし、補助限度額は当該ステーションを利用する世帯数に応じて以下のとおりとする

100世帯以下 50,000円

101世帯以上200世帯以下 100,000円

201世帯以上 150,000円

【要件等】 町内会等の地域団体

【時期】 随時（施工前に申請が必要）

【問い合わせ先】

環境事業課 電話 086-803-1298

北区ごみ対策班 電話 086-803-1384

東区ごみ対策班 電話 086-944-5009

中区ごみ対策班 電話 086-901-1635

南区ごみ対策班 電話 086-902-3506

【HP掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005228.html>



☆資源回収推進団体報奨金

【目的・趣旨】

自主的に資源回収活動を実施する PTA、町内会、子供会等市民団体（以下「団体」という。）に対して報奨金等を交付することにより、活動を奨励し、資源の再利用及びごみの減量を図る。

【概要】

報奨金の額は古紙類、繊維類、ビン類、金属類、その他有価物の回収重量 1 kg×5 円

【要件等】

次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 回収を年 1 回以上実施する団体であること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。

【時期】 10月・3月

【問い合わせ先】

環境事業課 電話 086-803-1298

北区ごみ対策班 電話 086-803-1384

東区ごみ対策班 電話 086-944-5009

中区ごみ対策班 電話 086-901-1635

南区ごみ対策班 電話 086-902-3506

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005280.html>



☆美しく快適なまちづくり推進員

【目的・趣旨】

美しく快適なまちづくりを市内全域で進め、市民一人ひとりのマナー意識の向上を図る。

【概要】

軍手、火ばさみ、ほうきの支給

【要件等】

個人：自宅周辺の道路、公園などの清掃活動を自主的に年6回以上
事業者及び団体：事業所周辺や地域の道路・公園などの清掃活動を年4回以上

【時期】 随時

【問い合わせ先】

環境事業課 資源循環推進室 電話 086-803-1321



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005175.html>

☆環境ごみに関する出前講座

【目的・趣旨】

ごみゼロ啓発や食品ロス削減のための講座を通して、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築を目指す。

【概要】

市民の要望に応じて、市の職員等が出向き、行政の取り組み、事業、施策など講座形式で行う。

◆ごみゼロ啓発講座 ◆食品ロス削減のための講座

- ・岡山市のごみの減量化・資源化推進の状況、取り組みについて
- ・ごみの出し方・分け方・リサイクルについて など

【時期】 随時

【問い合わせ先】

環境事業課 資源循環推進室 電話 086-803-1321



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004934.html>

< 生活環境向上のための支援 >

☆岡山市公園・遊園地等愛護委員会

【目的・趣旨】

公園等の清潔を保持し、安全かつ快適な利用に供するとともに、併せて公共施設愛護の精神の高揚を、市と地域住民との密な連携の下に実現する。

【概要】

愛護委員会の活動に対する報償金の交付。(公園面積、管理人人数による)
清掃用具の貸与、ごみ袋、除草剤の支給。緑化推進リーダー養成講座、講習会の実施。

【要件等】

公園等活動場所周辺の地域住民により組織され、地域の町内会役員を置くこと。

【時期】 随時

【問い合わせ先】

北区役所地域整備課	電話 086-803-1686	東区役所地域整備課	電話 086-944-5048
土木農林分室	電話 086-286-9093	瀬戸支所産業建設課	電話 086-952-1114
御津支所産業建設課	電話 086-724-1114	南区役所地域整備課	電話 086-902-3527
建部支所産業建設課	電話 086-722-1113	瀬崎支所産業建設課	電話 086-363-5203
中区役所地域整備課	電話 086-901-1633		

【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000034118.html>



☆岡山市水路浚渫等交付金

【目的・趣旨】

岡山市が管理する農業用排水路の円滑な通水の確保を図る。

【概要】 水路の浚渫、藻刈及び清掃等に関する事業に対して、申請に基づいて交付金を交付。(交付金の額：作業実施面積等による)

【要件等】

対象事業者：農業土木水利組合、用水組合、農家組合、町内会、その他地元関係団体。
(同一箇所別団体が既に申請しているもの、他の補助制度等の対象となっているものは、交付対象外)

【時期】 随時 ※新規の申請にあたっては事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

北区役所農林水産振興課	電話 086-803-1662	東区役所農林水産振興課	電話 086-944-5043
土木農林分室	電話 086-286-9093	瀬戸支所産業建設課	電話 086-952-1115
御津支所産業建設課	電話 086-724-1114	南区役所農林水産振興課	電話 086-902-3521
建部支所産業建設課	電話 086-722-1113	瀬崎支所産業建設課	電話 086-363-5203
中区役所農林水産振興課	電話 086-901-1623		

【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/0000023032.html>



☆地域猫活動支援事業

【目的・趣旨】

所有者のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、これらの猫の不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理や周辺清掃等の管理を継続的に行い、徐々に被害を減らす。

【概要】

・活動団体が所有者がいないと確認した猫で、地域猫台帳で申請している猫の不妊去勢手術等に関する助成。

- ① 手術に要する経費 対象猫1匹につき10,000円まで
助成対象期間：助成金の交付決定を最初に受けた年度及び次年度
助成対象匹数：1回の申請は10匹以内とし、期間内20匹以下
- ② 捕獲に要する経費 活動団体につき20,000円まで
助成対象期間：最初の交付申請を行った日の属する年度（1度限り）

【要件等】

- ・同一世帯でない2名以上の管理者で構成された活動団体が活動地域に半数以上が居住していること。
- ・活動地域が明確で、その地域の町内会長が活動の了解をしていること。
- ・岡山市猫の適正飼養ガイドラインに準拠した活動であること。等

【時期】 4月1日～（予算額以内）

【問い合わせ先】

保健所衛生課 動物衛生係 電話 086-803-1259

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016462.html>



☆身近な生きものの里事業

【目的・趣旨】

市内の身近な野生生物をシンボルとした環境保全活動を、市民と行政が協働で推進することを通じて、それぞれの地域の特性に応じた、身近な自然を大切に作る地域づくりを図ることを目的としている

【概要】

- ①保全活動に必要な資材等の提供
- ②学習会の開催等に必要な経費（謝礼金等）の一部助成など

【要件等】

対象となる野生生物が生息・生育していること。活動する地域に所在地がある団体で、地域の代表者（町内会長等）の推薦のあるもの。同一地域（小学校区単位）で統一した保全活動の実施が見込まれること。

【時期】 申請受付：随時

【問い合わせ先】

環境保全課 電話 086-803-1284 Fax:086-803-1887



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015895.html>

☆環境衛生協議会補助金

【目的・趣旨】

環境衛生組織を育成し、並びに市民の環境衛生についての自覚及び自主的な実践を促進することを目的とする。

【概要】

岡山市環境衛生連合協議会に予算の範囲内で補助金を交付する。

【要件等】

岡山市環境衛生連合協議会

【時期】 6月末まで

【問い合わせ先】

環境事業課 電話 086-803-1297



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000005130.html>

☆岡山市環境パートナーシップ事業（アダプトプログラム部門）

【目的・趣旨】

一定の市域内で実施する清掃や緑化、自然保護活動等の自主的な環境づくり活動を支援する。

【概要】

活動に際して必要となる資材（軍手、ほうき、火ばさみ、バナー等）の貸与*

※「貸与」であり「無償提供」ではありません。やむを得ない破損等が生じた場合を除き、新たな貸与は行いません。

【要件等】

市民団体や事業所等が、年3回以上取り組む下記の環境づくり活動

ア 道路、河川、水路、公園、緑地、遊園地等の清掃・美化・除草等に関すること。

イ 野生生物の保護・増殖及びそれらの生息・生育環境の保全・維持活動等に関すること。（但し、地域固有の生態系に配慮していること）

ウ 生活排水対策実践活動やアイドリング・ストップ活動等の都市・生活型公害対策に関すること。

エ 街路樹、並木、生垣、花壇、プランター等の緑や草花等の育成・管理に関すること。

オ 公共緑地への特色ある緑の植栽に関すること。

カ 伝統的な町並み景観の保全や歴史的な文化遺産の保全活動等に関すること。

【時期】 申請受付：随時

【問い合わせ先】

環境保全課 電話 086-803-1284 Fax:086-803-1887



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015848.html>

☆空家等適正管理支援事業

【目的・趣旨】

空き家の再生活用や、適正管理を促進するために、リフォーム、除却及び購入等費用の一部を補助する。

【概要】

(地域活性化リフォーム補助)

補助対象：空家法の規定による空家等のうち住宅等

補助金額：補助率 2/3 上限 150 万円

【要件等】

リフォーム後の建物又は除却後の跡地について、地域の活性化に活用すること。

※最低でも 10 年間は活用すること。

※リフォーム後の管理は、町内会や NPO 法人又は類する第三者が行うこと。

【概要】

(地域活性化除却補助)

補助対象：空家法の規定による特定空家等

補助金額：補助率 4/5 上限 200 万円

【要件等】

除却後の管理は、町内会や NPO 法人又は類する第三者が行うこと。

【概要】

(リフォーム補助)

補助対象：空家法の規定による空家等（一戸建て住宅又は併用住宅）

空き家情報バンクに登録するもの

補助金額：補助率 1/3 上限 60 万円（子育て世帯が申請する場合は上限 70 万円）

(除却補助)

補助対象：空家法の規定による特定空家等

補助金額：補助率 1/3 上限 60 万円

(購入補助)

補助対象：空家法の規定による空家等（一戸建て住宅又は併用住宅）

空き家情報バンクに登録されているもの

補助金額：補助率 1/3 上限 60 万円（子育て世帯が申請する場合は上限 70 万円）

【要件等】

空き家所有者又は空き家購入予定者

【時期】 5月～12月

【問い合わせ先】

建築指導課 空家対策推進室 電話 086-803-1410

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/0000005968.html>



☆空き家対策出前講座

【目的・趣旨】

市民に「空き家問題」への関心と理解を促す。

【概要】

市の空き家対策への取り組みの紹介と空き家の適正管理の必要性を説明

【要件等】

出前講座を希望する町内会や各種団体

【時期】 随時

【問い合わせ先】

建築指導課 空家対策推進室 電話 086-803-1410

☆ブロック塀等撤去事業

【目的・趣旨】

地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び倒壊後の通行の妨げになることを防止するため、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する。

【概要】

補助対象：市が指定する通学路等に面している民間所有の危険なブロック塀等

補助金額：補助率 2/3 上限 15 万円

【要件等】 ブロック塀等の所有者

【時期】 4月～11月

【問い合わせ先】

建築指導課 建築安全推進係 電話 086-803-1445

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000005983.html>



☆木造住宅耐震改修等事業

【目的・趣旨】

地震時における住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守り、市域の減災を図るため、木造住宅の耐震改修等費用の一部を補助する。

【概要】

(耐震診断、補強計画、部分補強計画)

補助対象 : 2階建て以下の木造戸建て住宅で昭和56年5月31日以前に着工したもの

補助金額 : 補助率定額 上限8万円 (自己負担額1万円)

(延べ面積200㎡以下の場合)

(耐震改修等)

補助対象 : 同上加つ耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの

補助金額 : 全体改修 補助率4/5 上限115万円

部分耐震改修、耐震シェルター、防災ベッド

補助率1/2 (高齢者等は4/5) 上限80万円

【要件等】 木造戸建て住宅の所有者

【時期】 4月～11月

【問い合わせ先】

建築指導課 建築安全推進係 電話 086-803-1445

【HP掲載】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000006054.html>



< 福祉活動への支援 >

☆岡山市地域福祉基金活用事業補助金

【目的・趣旨】

高齢者や障害者等すべての人が、住み慣れた家庭や地域で、健やかに安心して生活できる地域社会をつくる民間団体の自主的な保健福祉活動に対して活動費の一部を助成する。

【概要】

- ・助成の対象となる経費は、活動に要する経費に限ります。
- ・助成する期間は、原則1年です。特に認められれば最長3年です。
- ・他の補助制度の対象となっている事業又は他の財源の振替えとなる事業については、補助金の交付の対象となりません。
- ・補助金額は、補助対象経費から寄付金その他の収入を控除した額と、一事業に当たり年額1,000,000円のいずれか少ない額です。
- ・申請書類審査後、岡山市地域福祉基金活用検討委員会を経て助成決定となります。(助成されない場合もあります。)

※詳しくは「岡山市地域福祉基金活用事業補助金交付要綱」をご覧ください。

【要件等】

「本市に活動拠点を置き、活動実績と適切な規模を有する民間団体が、次に掲げる事業を、新規に実施するもの又は既に実施している場合に当該事業を拡充して実施するもの。

- (1) 在宅福祉の普及または向上に関する事業
- (2) 健康・生きがいつくりの推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業
- (4) その他社会福祉活動の推進に関する事業

【時期】 募集 8月～9月頃

【問い合わせ先】

保健福祉企画総務課 電話 086-803-1204

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003642.html>



☆老人クラブ育成事業

【目的・趣旨】

高齢者の生きがいと健康づくりのために、自主的に組織し運営する老人クラブの活動に対して助成する。

【概要】

運営費補助金

※会員数に応じ、年額23,500円～60,700円を上限

【要件等】

会員の年齢が、おおむね60歳以上で、活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する30人以上（ただし、やむを得ない理由がある場合は、25人以上）の会員で組織する老人クラブ

【時期】 随時

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 086-803-1230



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000014411.html>

☆認知症サポーター養成講座

【目的・趣旨】

認知症についての地域住民への普及啓発として、キャラバン・メイトが「認知症サポーター養成講座」を開催。認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを1人でも多く増やし、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進。

【概要】

- ・認知症に関する正しい知識の普及
- ・症状や接し方についての講話
- ・認知症サポーターカードの配付

【要件等】

岡山市民（おおむね10名以上の方を対象に開催）

【時期】 随時

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 086-803-1230



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015031.html>

☆行方不明高齢者さがしてメール事業

【目的・趣旨】

認知症の人や家族が地域で安心して暮らし続けるための地域支援体制の構築

【概要】

行方不明になる恐れのある高齢者等と搜索の協力者を事前に登録し、万一、行方不明となった方が出た場合に、登録された情報を協力者等にメール配信し、搜索の協力をしてもらう。

【要件等】

搜索協力者：メールの配信を受けて、可能な範囲で搜索に協力することができる地域住民及び各事業者

登録者：市内に居住する認知症により行方不明となる恐れのある高齢者等

【時期】 随時

【問い合わせ先】

高齢者福祉課 電話 086-803-1230

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000014939.html>



☆あつ晴れ！もも太郎体操活動支援事業

【目的・趣旨】

身近な場所で、高齢者が気軽に参加できる介護予防に資する通いの場を立ち上げ、活動が継続するよう支援する。

【概要】

- ・体操DVD、活動アイデア集の貸与
- ・介護予防センター専門職による3回の伝達講習（立ち上げ支援）及び出前講座（体力測定・講話等）の実施（継続支援）
- ・フォーラムや実施団体の交流会を実施し、意欲の維持、向上を図る

【要件等】

週1回以上体操に取り組む意欲のある5名以上の岡山市民のグループ

【時期】 随時

【問い合わせ先】

地域包括ケア推進課 電話 086-803-1256

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000072981.html>



☆あつ晴れ！もも太郎体操サポーター等介護予防サポーター養成事業

【目的・趣旨】

あつ晴れ！もも太郎体操（地域の通いの場）の活動立ち上げや継続支援にかかわったり、フレイル健康チェックの実施補助を行うなど、介護予防を積極的に啓発・実践等する住民ボランティアを育成する。

【概要】

- ・養成講座の開催（全3回）
- ・フォローアップ講座の開催
- ・定例会の開催

【要件等】

介護予防・サポーター活動に興味のある市民

【時期】 8月～9月ごろ

【問い合わせ先】

地域包括ケア推進課 電話 086-803-1256

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004201.html>



☆支えるみんなの活動講座

【目的・趣旨】

身近な支え合い活動（見守り活動、集いの場、困りごと支援など）について学び、取り組むきっかけ作りとしていただく。

【概要】

- ・支え合い活動の基礎知識
 - ・先行事例の紹介
 - ・支え合い活動実践者からの体験談
 - ・助け合い体験ゲーム
- などを通じて、取り組みのイメージを持てる内容。

【要件等】 市内にお住まいの方

【時期】 公民館等で随時開催。各種地域団体への出前も可能。

【問い合わせ先】

地域包括ケア推進課 電話 086-803-1286

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000018415.html>



☆生活支援体制整備事業

【目的・趣旨】

高齢者が住み慣れた自宅・地域で暮らしていけるよう、高齢者を地域で支え合う地域づくりを目指し、地域での生活支援活動を支援する。

【概要】

- ・支え合いの地域づくりに向けた話し合いの場づくり
- ・支え合い活動（見守り活動・居場所づくり・困りごと支援等）の創出・継続
- ・支え合い活動を担う人材の養成
- ・地域の取組み状況などの事例紹介、ネットワークづくりのサポートなど、地域での支え合いの取組みを支援する。

【要件等】 市内にお住まいの地域住民、及び各種地域団体

【時期】 随時

【問い合わせ先】

地域包括ケア推進課 電話 086-803-1286



【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004297.html>

☆おでかけ応援隊事業補助金

【目的・趣旨】

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、外出に課題を抱える高齢者等を地域で支えるため、地域住民による移動支援活動を行う団体を支援する。

【補助対象経費】

- ・事務経費・ボランティア人件費
- ・移動支援専用自動車保険料（活動専用車両に係る任意保険料を含む）
- ・講習会等受講料（安全や活動の質の向上を目的とした講習会等の受講料）

【要件等】

- ・支え合い活動をしている団体や町内会などの地縁団体であって、高齢者等で構成される5人以上の団体であること
- ・道路運送法において許可又は登録を要しない運送を実施する団体であること
- ・乗降時の簡単な介助や見守りと目的地での付き添いを行う移動支援活動を実施する団体であること

【時期】 募集時期 4月～1月末

【問い合わせ先】 地域包括ケア推進課 電話 086-803-1286



【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000062854.html>

< こどものための支援 >

☆おやこクラブ

【目的・趣旨】

こどもたちの健やかなところと体を育てるために、同じぐらいの年齢のこどもを持つ保護者同士が子育ての楽しさや悩みを共感しながら、親子の仲間づくりを進める活動が継続できるよう支援する。

【概要】

- ① 組織の育成・継続への支援
- ② 健康や育児の話、仲間づくりへの支援

【要件等】 就園前の乳幼児とその保護者からなる組織

【時期】 随時

【問い合わせ先】

北区中央保健センター 電話 086-803-1265
北区北保健センター 電話 086-251-6515
北区北保健センター御津・建部分室 電話 086-722-1114
中区保健センター 電話 086-274-5164
東区保健センター 電話 086-943-3210
南区西保健センター 電話 086-281-9625
南区南保健センター 電話 086-261-7051
健康づくり課 母子歯科保健係 電話 086-803-1264



【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015399.html>

☆こどもの居場所づくり相談窓口

【目的・趣旨】

こども食堂や学習支援など地域の中でこどもの居場所をつくりたいといった、立ち上げや助成金などの相談に応じる。

【概要】

岡山市社会福祉協議会の6事務所で相談に応じる。

【問い合わせ先】

岡山市社会福祉協議会
北区中央事務所 電話 086-222-8619
北区北事務所 電話 086-250-2007
中区事務所 電話 086-238-9200
東区事務所 電話 086-942-3260
こども福祉課 電話 086-803-1221
南区南事務所 電話 086-263-0012
南区西事務所 電話 086-281-0027



【HP 掲載】 <https://www.okayamashi-shakyo.or.jp/children/子どもの居場所づくり相談窓口/>

☆岡山市外遊び体験推進事業補助金

【目的・趣旨】

外遊びを通じた児童健全育成と地域ぐるみでの子育ての気運を高めるために、地域住民が主体となって実施する外遊び体験推進事業に対し、補助金を交付するもの。

【概要】

- ① 1 日外遊び体験推進事業を開催する場合
50,000 円を補助。
- ② 2 日以上外遊び体験推進事業を開催する場合
1 日目について 50,000 円を補助し、2 日目以降、1 日開催するごとに
10,000 円を追加補助する。上限は 150,000 円。

【要件等】

下記の 5 つの要件をすべて満たした団体であること。

- ① 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体であること。
- ② 営利を目的としない団体であること。
- ③ 法令に違反し、又は公序良俗に反しない団体であること。
- ④ 岡山市プレーパーク普及事業「プレーリーダー養成講座」の修了証の交付を受けた者を 3 名以上含む団体であること。
- ⑤ 団体の所在地又は代表者の住所が市内にあること。

【時期】

募集 4 月～2 月末頃まで

【問い合わせ先】

地域子育て支援課 電話 086-803-1224

【HP 掲載】

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000013264.html>



< 文化・国際交流のための支援 >

☆スポーツ・文化・生涯学習サイト「LIFE おかやま」

【目的・趣旨】

行政・民間に関係なく岡山のスポーツ・文化・生涯学習に関する情報を市民が簡単・便利に継続的に入手できるようにするとともに、市民参画のきっかけづくりや場づくりを行い、スポーツ・文化・生涯学習活動の活性化を推進する。

【概要】

スポーツ・文化・生涯学習サイト「LIFE おかやま」において、スポーツ・文化・生涯学習に関するイベント・講座情報、市内のスポーツ施設・文化施設・社会教育施設、公民館の活動、文化財などの情報を発信する。

【要件等】

岡山のスポーツ・文化・生涯学習に関する活動を行う市民や団体、行政、企業等

【時期】 随時

【問い合わせ先】

生涯学習課 電話 086-803-1608



【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/life/index.html>

☆通訳・翻訳ボランティア

【目的・趣旨】

市民レベルの自発的国際交流・多文化共生活動を促し、国際感覚の醸成と多文化共生社会の実現を図る。また、外国人市民の生活の手助けをする。

【概要】

日常会話程度以上の外国語力があり、本制度の趣旨に賛同する方が国際交流協議会に登録。通訳・翻訳の必要がある場合に、登録者を派遣する。

(※通訳・翻訳は、原則無報酬。交通費などの実費については当事者間で相談。)

【要件等】

通訳・翻訳を必要とする、国際交流・国際協力事業を行う団体や、協議会が適当と認めた営利を目的としない団体・個人。

【時期】 随時

【問い合わせ先】 岡山市国際交流協議会 (国際課内)

TEL:086-803-1112 E-mail: kokusaika@city.okayama.jp

【HP 掲載】 <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000029603.html>



☆国際理解出前講座

【目的・趣旨】

本市における国際交流や多文化共生社会の推進に関する様々な取組みを紹介する出前講座を実施することにより、市民に対する国際理解を一層深める。

【概要】

国際課の職員（外国出身の職員を含む）が、多文化共生や国際友好交流都市・地域の紹介などについて講義を行います。

【要件等】 岡山市内在住、在勤、在学の概ね10人以上のグループ・団体・町内会等

【時期】 随時（1コマ30分～90分程度）

【問い合わせ先】 岡山市国際課内

TEL:086-803-1112 E-mail: kokusaika@city.okayama.jp

【HP掲載】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000068555.html>



